

第3次にいはま環境プラン(案)

目次

はじめに

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景・目的 3
- 2 計画の位置づけ 4
- 3 計画の期間 4

第2章 新居浜市の取り組みと成果

- 1 本市の現況 6
- 2 第2次にいはま環境プランの総括 11

第3章 目指す環境像と施策

- 1 目指す環境像 27
- 2 新しい施策 28
- 3 計画の対象範囲と体系 35
- 4 持続可能な新居浜市を目指したまちづくり 36
 - (プロジェクト1) 自然と文化を大切に、安心して暮らせるまち
 - (プロジェクト2) 資源が循環し魅力的な都市空間を持つまち
 - (プロジェクト3) 産業の発展と地球環境の保全を両立するまち
 - (プロジェクト4) 環境学習・環境人材の育成に取り組むまち

第4章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制 53
- 2 計画の進行管理 54

はじめに

現在、世界においては平成27年に持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や気候変動に関する国際的枠組みである「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意がなされ、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

また、国内においては、令和2年10月に菅前首相が所信表明演説において、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを表明し、地球温暖化対策の拡充に向けた動きが加速しています。

さらに本市においても、令和3年6月に2050年までに、全市一丸となってゼロカーボンシティ（温室効果ガス排出実質ゼロ）を目指すことを表明するとともに、令和4年6月には気候非常事態を宣言したところです。

このように多様化する環境問題や環境を取り巻く社会情勢の変化に対応していくために、本市の環境に関する現状と課題を見つめ直し、将来を見据えた環境の保全及び創造に関する施策の指針として、「第3次にはま環境プラン」（以下「環境プラン」という。）を策定します。

令和6年3月予定 新居浜市長



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

新居浜市は、平成16年3月に「新居浜市環境基本計画」を策定し、同26年3月に「第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画（いはいま環境プラン）」を策定しました。令和6年度から始まる「第3次いはいま環境プラン」では、新居浜市がめざす環境像を「**歴史を未来につなぐあかがねのまち ゼロカーボンシティにいはいま**」として、次の項目をポイントに掲げ、市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めるとともに、市民・事業者・行政の役割を明らかにし、すべての主体が協働して、環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことを目指します。

第3次いはいま環境プランのポイント

- 第2次いはいま環境プランの検証・総括と課題抽出
- 第6次新居浜市長期総合計画など主要計画との整合性
- 気候変動、地球温暖化など環境を取り巻く社会情勢の変化
- 脱炭素社会実現を目指す方針へシフトした国の動向
- SDGs 未来都市の実現に向けた視点
- 市民目線で分かりやすく、より実現性・実効性を重視した計画の策定
- 市域全体で取り組む新しい施策の紹介
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けたランドデザインの策定

コラム① SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals `SDGs）

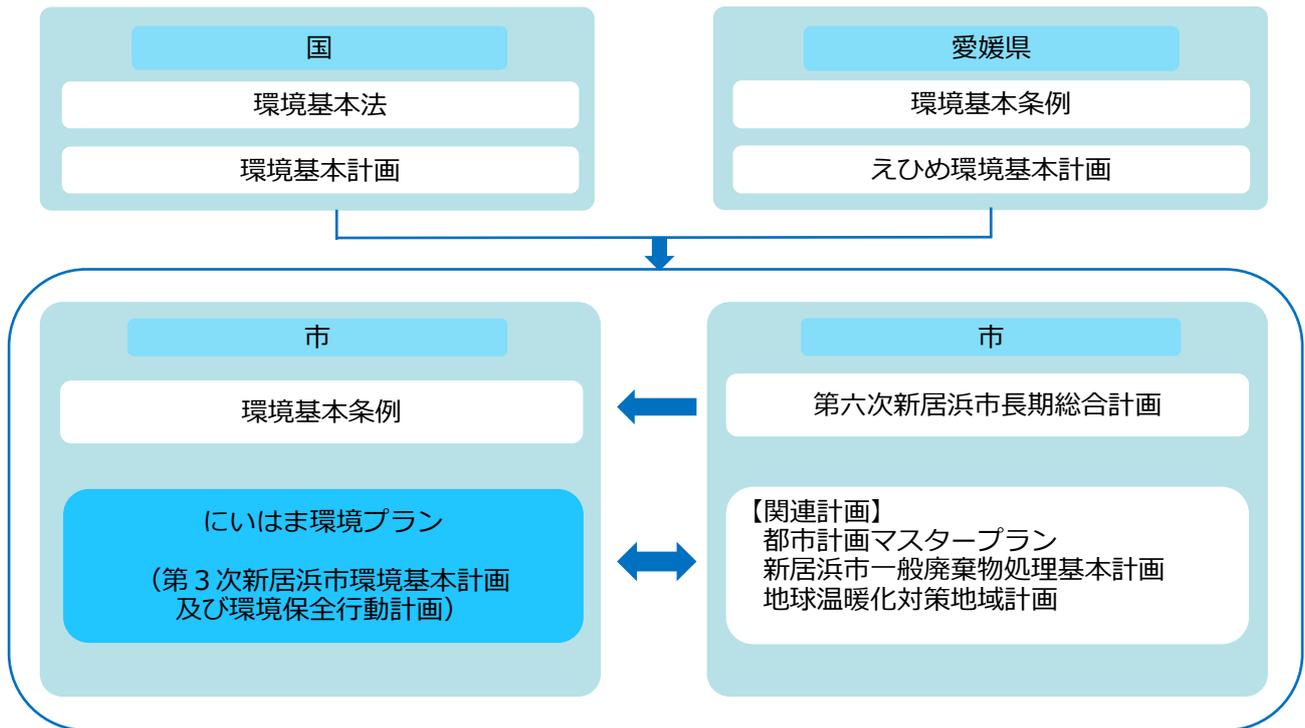
持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に掲げられた平成28年から令和12年（2030年）までの国際目標で、17の目標とそれらに附随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

出典：国際連合広報センター



2 計画の位置づけ

「環境基本計画」は、「新居浜市環境基本条例」の規定に基づき策定するもので、目指すべき環境の将来像を設定するとともに、長期的な目標や施策などを定めています。また、「環境保全行動計画」は、環境基本計画で定めた事項を展開するため、市民・事業者がそれぞれの事業活動において環境保全活動を推進する、具体的な取組みを明らかにするもので、二つの計画を合わせたものが「いはいま環境プラン」です。



3. 計画の期間

これまで第1次、第2次いはいま環境プランは、計画期間を10年間としていましたが、第3次いはいま環境プランは、2021年度に国が「地球温暖化対策推進法」に基づく地球温暖化対策計画の中で、2030年度の室効果ガスの削減目標を、2013年度比46%に改定し各施策を推進することとしたため、国のタイムスケジュールに合わせ、2024年度（令和6年度）から2030年度（令和12年度）までの7年間とします。



コラム② パリ協定

パリ協定は、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催されたフランス・パリにおいて、平成27年に採択された温室効果ガス削減のための新たな国際的枠組みです。同協定では、温室効果ガス排出削減の長期目標として、気温上昇を2℃より下方に抑える（2℃目標）とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）、すなわちカーボンニュートラルを達成することが掲げられています。

また、令和3年にイギリス・グラスゴーで開催された気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラルの達成及びその経過点である令和12年（2030年）に向けて野心的な気候変動対策に取り組んでいくグラスゴー気候合意が採択されました。

コラム③ ゼロカーボンシティ

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。

環境省は、「2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を 首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。

コラム④ 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、2016年5月13日に閣議決定した前回の計画を2021年4月に改定し、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。



第2章 新居浜市の取り組みと成果

1 本市の現況

本市は、第六次新居浜市長期総合計画において、「一豊かな心で幸せつむぐー 人が輝くあかがねのまち いはま」を目指すべき将来都市像に掲げ、「まちづくりの目標の6」として「人と自然が調和した快適に生活できる街づくり」に取り組むため、次の施策を実施してまいります。

- ◎施策6-1 「地球環境の保全と継承」
- ◎施策6-2 「生活環境の保全と調和」
- ◎施策6-3 「循環型社会の実現」
- ◎施策6-4 「上下水道事業の推進」



新居浜市は、平成26年3月に「第2次いはま環境プラン」を策定し、各施策に取り組んでまいりました。直近5年間の状況は次のとおりです。

(1) 生活環境

ア 大気 大気汚染に係る環境基準の達成状況（○：適合、×：不適合）

項目 年度	二酸化硫黄					一酸化炭素					浮遊粒子状物質					二酸化窒素					光化学オキシダント									
	29	30	元	2	3	29	30	元	2	3	29	30	元	2	3	29	30	元	2	3	29	30	元	2	3					
多喜浜	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○															
金子	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×					
新居浜工高	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○															
中村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×					
高津	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×					
泉川																○	○	○	○	○	×	×	×	×	×					

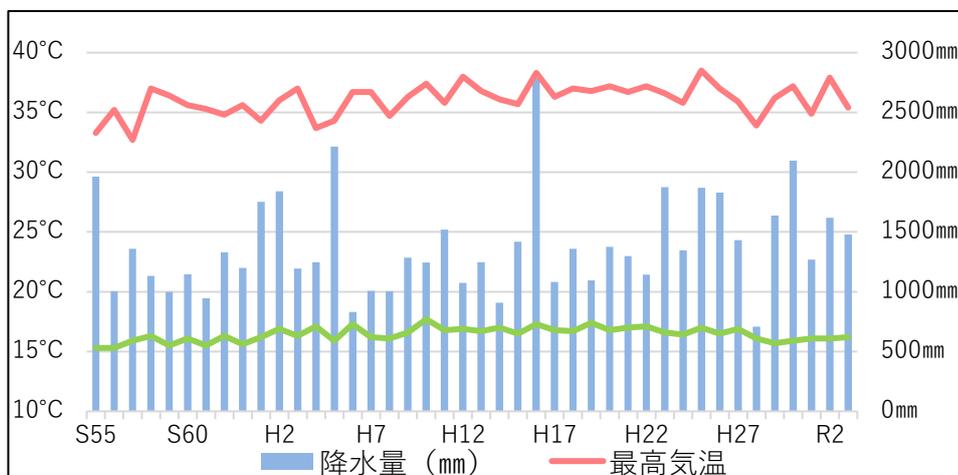
イ 水質（海域） 新居浜市近海の環境基準（化学的酸素要求量「COD」）の達成状況

類型指定水域名	類型指定	環境基準 評価地点数	29	30	元	2	3
新居浜海域（丙）	A	6	○	×	×	×	×
沢津漁港	B	1	○	○	○	○	○
新居浜海域（乙）	B	3	○	○	○	○	×
新居浜港航路泊地	C	1	○	○	○	○	○
新居浜海域（甲）	C	1	○	○	○	○	○

ア・イ出典：愛媛県環境白書（イは環境基準による類型指定あり。愛媛県推進検査実施）
過去5年間で、大気4項目では環境基準を達成、光化学オキシダントは、未達成の状況が続いています。水質は、新居浜海域（丙）で生活環境の保全に関する基準が未達成となっています。

(2) 自然環境

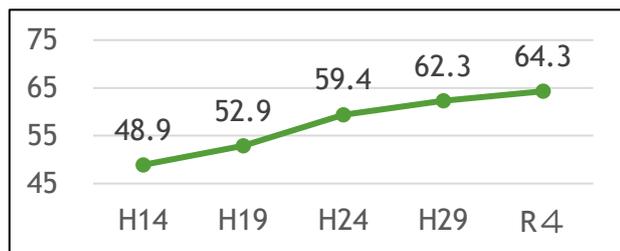
新居浜市における気温及び降水量の経年変化（出展：気象庁データ）



新居浜市においても35度以上の猛暑日をほぼ毎年記録し、高温化が進んでいます。

(3) 都市環境

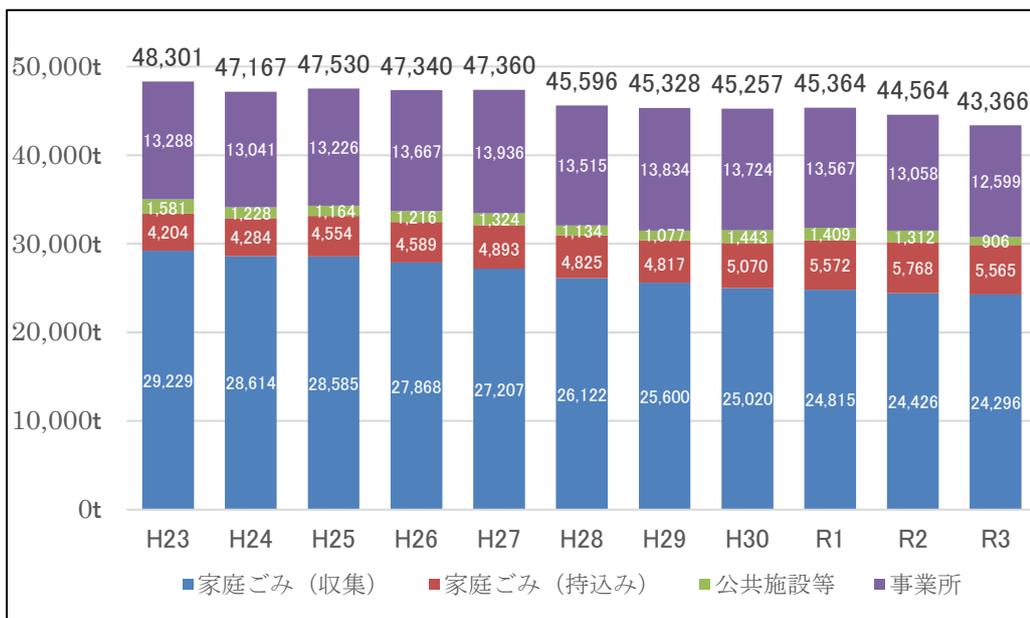
公共下水道普及率（％）（出展：新居浜市統計書）



下水道事業は、新居浜市公共下水道事業計画に基づき、汚水の面整備、雨水施設の設備を推進しています。

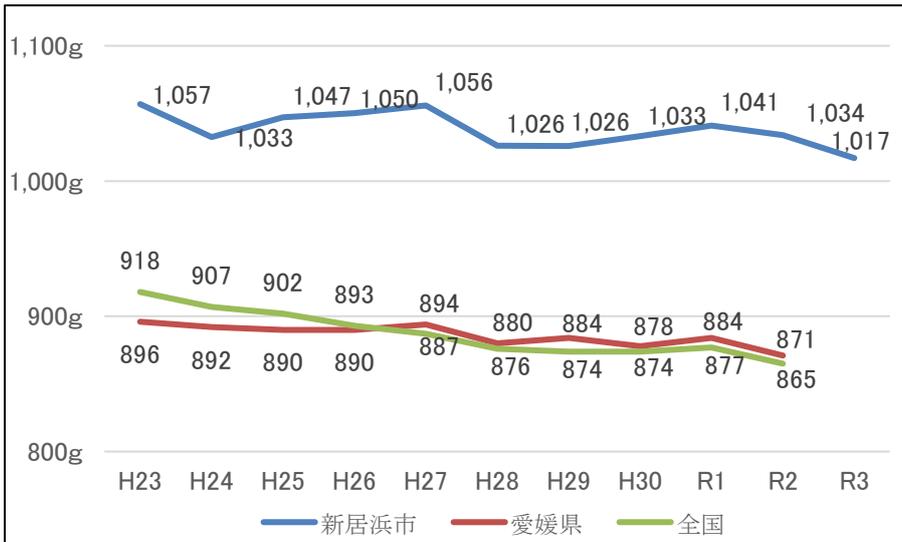
(4) 資源循環

ア 新居浜市のごみ量の推移（資源ごみ集団回収を含まない）（出展：令和3年次報告書）



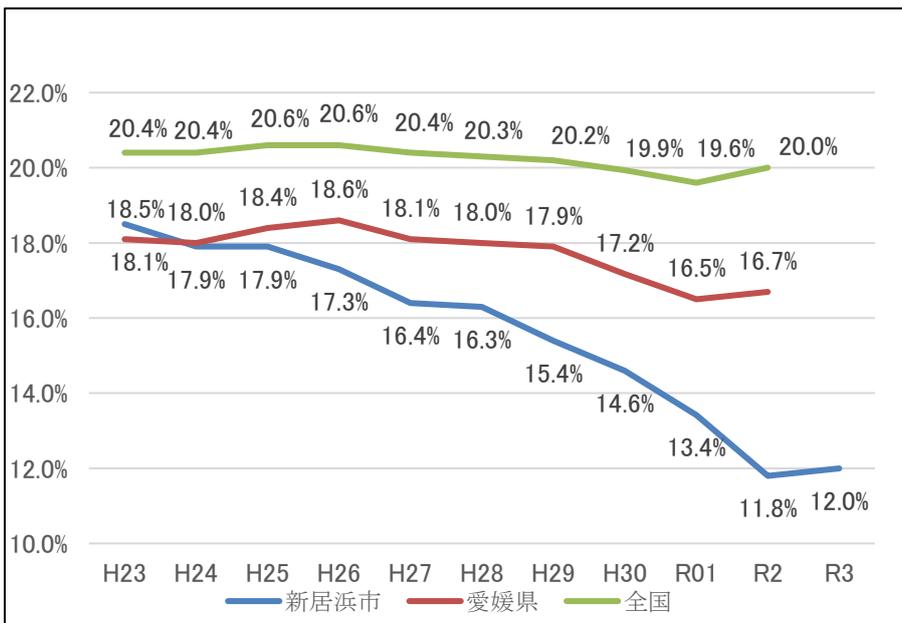
ごみ総量は、家庭ごみが収集と直接持ち込み分とあわせて約7割、その他ごみが3割です。近年、家庭系持込ごみが増加しています。

イ 一人1日当たりごみ量（資源ごみ集団回収を含まない）（出典：令和3年次報告書）



近年は減少傾向ですが、国、県の平均と比較して約150g多く、市民1人1人が毎日、お茶碗約1杯分のごみを多く排出している計算です。

ウ リサイクル率の推移（出典：令和3年次報告書）



平成23年度以降、リサイクル率は下降傾向にあり、全国平均や県平均と比べると低い率です。

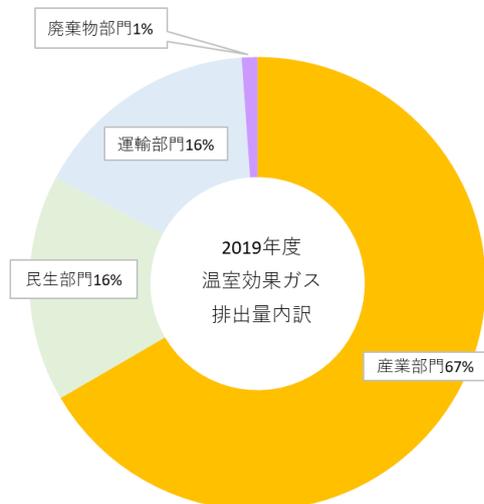
(5) 地球温暖化

本市は、令和3年3月に新居浜市地球温暖化対策地域計画（第2次区域施策編）を策定し、新居浜市域から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）を、2013年度（平成25年度）を基準として、2030年度（令和12年度）までに35.8%削減する目標を設定していましたが、国の削減目標の改定に伴い、令和6年3月に削減目標を〇〇.〇%に改定し地球温暖化対策に取り組むこととしました。

この度、国のエネルギー消費統計、新居浜市や県域の統計データ等の値を用いて、新居浜市域の2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量推計を算出しました。温室効果ガス排出量は「t-CO₂（二酸化炭素換算トン）」など、二酸化炭素（CO₂）に換算して表記しています。

ア 新居浜市域 2019年度 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量及び構成

産業部門	民生部門	運輸部門	廃棄物部門	計
1,080千 t-CO2	262千 t-CO2	262千 t-CO2	18千 t-CO2	1,622千 t-CO2



2019年度の排出構成では、産業部門の割合が最も多く、次いで民生部門、運輸部門、廃棄物部門となっています。全国や愛媛県と比べると産業部門の割合が多いのが本市の特徴です。

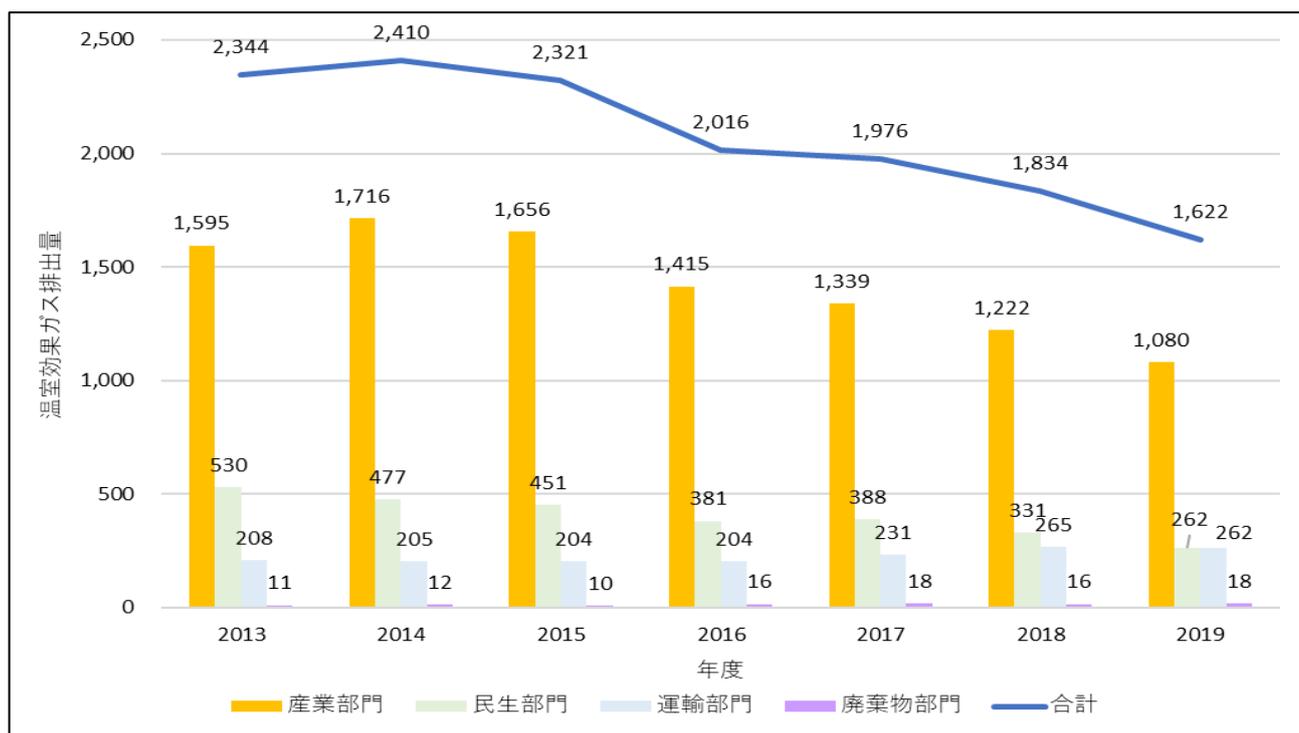


イ 2019年度 新居浜市域の温室効果ガス排出量の内訳と推移（単位：千 t-CO2）

部門		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2013年度比	
産業部門	製造業	1,579	1,693	1,635	1,394	1,318	1,203	1,064	-32.6%	
	建設・鉱業	15	20	19	19	19	12	10	-33.3%	
	農林水産業	1	3	2	2	2	7	6	337.7%	
	小計	1,595	1,716	1,656	1,415	1,339	1,222	1,080	-32.3%	
民生部門	家庭	269	243	224	184	197	180	138	-48.7%	
	業務	261	234	227	197	191	151	124	-52.5%	
	小計	530	477	451	381	388	331	262	-50.6%	
運輸部門	自動車	乗用	112	112	112	112	115	124	122	8.9%
		貨物	58	57	57	58	82	107	108	86.2%
	船舶	旅客	5	6	5	5	5	5	4	-20.0%
		貨物	33	30	30	29	29	29	28	-15.2%
	小計	208	205	204	204	231	265	262	26.0%	
廃棄物部門	一般廃棄物	11	12	10	16	18	16	18	63.6%	
	小計	11	12	10	16	18	16	18	63.6%	
合計		2,344	2,410	2,321	2,016	1,976	1,834	1,622	-30.8%	

ウ 温室効果ガス排出量

(単位：千 t-CO₂)



東日本大震災の影響による電気の排出係数悪化後、電気の排出係数が徐々に改善しているため、エネルギー起源CO₂が大半を占める産業部門、民生部門は排出量が減少しています。しかし、運輸部門、廃棄物部門については、基準年度と比較して、増加傾向にあります。

コラム⑤ 電気の排出係数

電気の排出係数とは、「電力会社が電力を作り出す際に、どれだけのCO₂を排出したかを示す数値」で、発電のために使用される、石油、石炭、天然ガスなどの燃料の違いや地域の電力需要により違いが発生します。



2 第2次にはま環境プランの総括

(1) 主な取り組み内容と成果指標の達成状況

ア 【環境目標1】暮らしを大切にすまち（生活環境の保全）

○大気の保全

愛媛県と新居浜市で市内6箇所に大気汚染測定局を設置し、24時間体制で大気汚染を常時監視したほか、令和元年5月の光化学スモッグ注意報発令時には、緊急連絡体制により周知しました。（環境衛生課）



○水質の保全

公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽設置の補助、公共下水道に接続の事業場などの排水調査を行いました。公共下水道整備事業については、近年の社会情勢の変化や国の方針転換を受け、令和8年の汚水処理の概成に向け、令和4年度に全体計画区域の縮小を実施し、合併処理浄化槽の普及状況を鑑みた更なる効果効率的な公共下水道整備に取り組んでいます。（下水道課・環境衛生課・廃棄物対策課）

○食の安全

食育の一環として食の安全関連の広報や、学校給食の地元産品の使用率向上を図るため、JAえひめ未来と青果業者の連携及び地産地消の強化に向けた協議を行いました。（消費生活センター・学校給食課・農林水産課・保健センター）



○成果指標の達成状況

成果指標	現況値		目標値	達成度	
	平成29年度 (基準年度)	令和4年度	令和5年度	基準年度比	R5目標値比
大気監視率	100%	100%	100%	➔	➔
公共下水道人口普及率	62.3%	64.64%	73.0%	➔	➡
合併処理浄化槽の補助基数	2,047基	2,171基	2,494基	➔	➡
地下水の環境基準達成率	100%	－%※	100%	➔	➔
海域の環境基準達成率(COD)	100%	－%※	100%	➡	➡
ダイオキシン類の環境基準 (大気・水質・土壌)	達成	－%※	達成	➔	➔
学校給食における野菜、 米の新居浜産使用率	野菜 19% 米 45%	野菜 17% 米 32%	野菜 40% 米 70%	➡	➡

県報告まち

イ 【環境目標2】自然を大切にすまち（自然環境の保全）

○森林・農地・里地・里山の保全

生物多様性の保全や土砂災害の防止、水源の涵養など、森林の持つ多面的機能が発揮できるよう、間伐などの森林整備事業への支援や、木質バイオマス間伐材の安定供給のための助成を行いました。（農林水産課）

優良農地の保全のため、農地法等に基づき無秩序な転用の抑制と農地の利用促進を図り、農業委員会委員を中心に市内3カ所の遊休農地で景観形成作物の花（ポピー、コスモスなど）の作付けにより活用を図っています。（農林水産課・農業委員会）



○海域・海岸・河川・水辺の保全整備

港湾周辺の緑地や親水空間の維持管理のほか、除草等の環境整備を実施しました。

海の生態系を含む環境問題の原因となるマイクロプラスチックを回収するため、市民・団体と協力して垣生海岸に漂着したプラスチックごみの清掃を実施しました。（港湾課・農林水産課・カーボンニュートラル推進室）



水辺の自然環境の保全のため、河川の除草作業やアダプトプログラムによる清掃美化活動、不法投棄ごみの撤去などを行いました。

（河川水路課・地域コミュニティ課・廃棄物対策課）

○生き物の生息・生育環境の保全

国指定天然記念物「銅山峰のツガザクラ群落」の保全のため、定点観測や盗掘対策として地元団体や警察等と防犯パトロールを実施しました。（文化振興課）



特定外来生物対策としてセアカゴケグモのモニタリング調査を定期的実施し、以前に繁殖が確認された場所以外にも繁殖が確認されたことや、カミツキガメなどが新たに発見されたため、注意喚起と情報提供を実施しました。

（環境衛生課）

○野生動植物の適正な管理と保護

環境関連団体と連携し、自然観察体験会などによる自然保護の体験を通じて、啓発を行いました。また、耕作地を荒らす有害鳥獣による被害防止のため、捕獲や防護柵設置の支援を行いました。（カーボンニュートラル推進室・農林水産課）

○成果指標の達成状況

成果指標	現況値		目標値	達成度	
	平成29年度 (基準年度)	令和4年度	令和5年度	基準年度比	R5目標値比
耕作放棄地面積	73.0ha	85ha	71.5ha	↗	↘
マリパーク新居浜 年間利用者数	145,700人	107,044人	143,000人	↘	↘
ヒアリ等の危険な 外来生物の防除	達成	未達成	達成	↘	↘

ウ 【環境目標3】 まち並みを大切にすまち（魅力ある都市空間の形成）

○公園・緑地の整備と都市緑化の推進

公園施設長寿命化計画に基づき、黒島海浜公園外4公園11施設の更新及び定期点検結果に基づき、東浜公園外5公園6施設の補修を行ったほか、滝の宮公園整備事業をはじめとする植栽工事を実施し、公園緑化を推進しています。また、令和4年度に「新居浜市総合運動公園基本計画」を策定しました。（都市計画課・スポーツ振興課）



市民活動団体や地元自治会と協働し、駅前シンボルロード沿いや公園等で花植えなどの緑化に取り組みました。（都市計画課）

○安全、快適な道路整備とユニバーサルデザインの推進



自転車利用者の走行空間整備として、原地庄内線外1路線の自転車専用通行帯や自転車のピクトグラムなどを設置しました。

（道路課）

公共施設の改修にあたり、施設内のバリアフリー化等におけるユニバーサルデザインの導入に努めたほか、令和3年度は、上部東西線において新設道路整備及びバリアフリー化の整備を実施しました。路線バスのバリアフリー対応車導入に係る補助を実施しました。（建築住宅課・地域交通課）



○文化財の保存と活用

「あかがねミュージアム」の太鼓台ミュージアムや新居浜ギャラリーで民俗文化や産業の紹介のほか、新居浜市及び近隣市町の郷土資料の収集等を継続しています。

国指定重要文化財「旧広瀬家住宅」の保存活用の取組や国登録有形文化財「旧端出場水力発電所」、「住友山田社宅」の整備と公開活用を推進しています。（文化振興課・図書館・市史編さん室・別子銅山文化遺産課）

○廃棄物の適正処理

清掃センターごみ焼却施設において、平成27年度から3か年で基幹的設備改良工事を実施し、令和14年度まで15年間の延命化を図りました。また、清掃センター各施設において、定期点検整備工事を毎年実施し、予防保全型の維持管理を行いました。

また、廃棄物の搬入量から算出した埋め立て容量を基に毎月、残余容量の確認を行うとともに、年一回の埋め立て状況の実測により適正な残余容量の把握に努めました。

施設の定期・法定点検及び建築・設備整備工事を実施し、施設の保全処置を行い、リサイクル推進施設にペットボトル選別圧縮機械設備を設置しました。（廃棄物対策課）

○不法投棄の防止と環境美化の推進

不法投棄重点地区のパトロールと投棄物の回収を行いました。また、不法投棄多発場所10か所に不法投棄監視カメラを設置し不法投棄の防止を図りました。（廃棄物対策課）

環境美化推進運動作品コンクールと入賞作品展を実施したほか、外国人労働者の増加に伴い、ごみステーション等に外国語のポイ捨て禁止看板の設置を行いました。

市・県のアダプトプログラムの制度を活用し、地域住民などによる道路や公園、河川などの清掃美化活動を支援しました。

（廃棄物対策課・地域コミュニティ課）

○成果指標の達成状況

成果指標	現況値		目標値	達成度	
	平成29年度 (基準年度)	令和4年度	令和5年度	基準年度比	R5目標値比
上水道有収率	93.2%	92.5%	94%	→	→
ごみ排出量（一人一日当たり）	1,026g	1,020g	844g	→	↘
リサイクル率	15.4%	12.0%	29.5%	↘	↘
市民一斉清掃参加者	17,000人	中止	20,000人	-	-
公共施設愛護事業の登録件数	100件	109件	112件	↗	↗

オ 【環境目標5】 エネルギーを有効活用し、地球を大切にすまち（地球環境の保全）

○家庭での省エネルギー促進とライフスタイルの転換

環境関連団体と連携し、環境家計簿モニターの普及に努めたほか、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）や太陽光発電設備や蓄電池の導入に対する補助を行い、家庭における省エネルギー設備機器の導入促進に努めました。

環境家計簿記帳モニター事業で、省エネ及び環境負荷の低減の取組を推進したほか、市役所ロビー展で「うちエコ診断会」を開催し、エネルギー消費量を可視化し120名の参加者の意識啓発を促しました。（カーボンニュートラル推進室）

○事業所での省エネルギー促進

省エネルギー等に関心のある企業のさらなる利用促進を目的に、SDGs推進企業登録制度の登録企業を対象に、国の「省エネ診断」の一部費用補助を開始しました。

また、グリーンショップ・オフィス認定制度により、環境に配慮した事業活動の普及・啓発を促進し、市内事業所へのエネルギー消費の「見える化」について、情報提供等を行いました。

公共施設においては、活動量調査を通して、市有施設でのエネルギー使用の把握・管理を行ったほか、消防防災拠点施設などの新規施設については、省エネルギー型機器の導入の推進しているほか、学校施設における、LED、高効率照明への更新や地域におけるLED防犯灯の設置を支援したほか、一部の自治会館にLED照明設備を導入しました。

(産業振興課・カーボンニュートラル推進室・地域コミュニティ課・学校教育課)



○再生可能エネルギーの導入・活用

再生可能エネルギービジネスの支援として、企業が新規事業に取り組むための課題調査、専門家による相談会などの支援を行いました。

地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進として、木質バイオマス間伐材の安定供給整備のための助成を行いました。

公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池等の導入（オンサイトPPA方式）、また公園や市道に設置している照明灯にLED照明設備を導入（ESCO事業）したほか、公共施設のZEH化に向けた実証実験を開始しました。

(産業振興課・カーボンニュートラル推進室・農林水産課)



○低炭素な交通対策の推進

令和4年度までに、市内全域において、デマンドタクシーなど小型の公共交通の運行を開始し公共交通機関の利用を促しています。

また、自動車交通利用の抑制・転換の促進のため、市民にノーマイカー通勤デーへの参加の呼び掛けを行いました。また、環境関連団体と連携して自転車マイレージ事業を実施し、自転車利用の普及啓発に努めたほか、電動アシスト自転車購入補助を行い自転車の利用環境の向上に取り組みました。

(地域交通課・カーボンニュートラル推進室)



○成果指標の達成状況

成果指標	現況値		目標値	達成度	
	平成29年度 (基準年度)	令和4年度	令和5年度	基準年度比	R5目標値比
環境家計簿の取組世帯数	593 世帯	667 世帯	1,070 世帯	➡	➡
自転車マイレージ参加者数	243 人	294 人	345 人	➡	➡
高効率モーター型送水ポンプ 台数	10 台	11 台	14 台	➡	➡
大規模改修による 小・中学校の省エネ・環境共生化 実施校数	小学校 4 校 中学校 2 校	小学校 5 校 中学校 3 校	小学校 12 校 中学校 9 校	➡	➡
防犯灯のLED 導入か所数	9,762 か所	9,967 か所	10,150 か所	➡	➡
にいはまグリーンショップオフィス 認定登録数	36 事業所	37 事業所	61 事業所	➡	➡
住宅用省エネ・新エネ設備に 対する補助戸数	184 戸	478 戸	612 戸	➡	➡
新製品開発事業補助件数	2 件	0 件	5 件	➡	➡
公共交通（バス・デマンドタクシ-） 路線・エリアの維持・確保数	13 路線・ エリア	13 路線・ エリア	13 路線・ エリア	➡	➡
公共交通（バス・デマンドタクシ-） の利用者数	39 万人	26 万人	38 万人	➡	➡

カ 【環境目標6】人を大切に、協働して取り組むまち（環境教育・学習の推進と協働）

○地域及び学校での環境学習の促進

地域主体の環境学習の促進のため、自治会の環境学習を含めた地域活動への助成や、地域教育力向上プロジェクト推進事業の中で公民館での環境学習講座などを行いました。

また、環境関連団体などとの連携による3R活動講習会などを行いました。



環境教育・環境学習・SDGs 達成に向け取り組む学校づくりの推進のため、各学校においてコミュニティ・スクールの強みを生かしたE S D（持続可能な開発のための教育）活動による学校ビオトープや植物栽培、環境調査、美化活動などに取り組みました。

また、環境関連団体と連携し、市内小学校にて省エネルギーチェックシートの作成（キッズエコ活動）を行いました。

○環境保全活動団体・人材等の育成

アダプトプログラムを実施する活動団体や資源ごみ集団回収の実施団体に対する支援、環境関連団体との協働による啓発活動に取り組みました。

地球高温化対策地域協議会総会での著名な講師による総会記念環境学習講座やいはいま環境市民会議による環境学習講座を開催し、幅広い層への環境学習が実施できました。これらの環境活動へ参加のインセンティブとして、あかがねポイントを導入し参加者の拡大に取り組んでいます。

(地域コミュニティ課・カーボンニュートラル推進室・廃棄物対策課)

○市役所の環境保全率先行動

公用車は低公害車への更新を促進するとともに、老朽化した車両（小型乗用自動車（HV車）1台、軽貨物自動車1台）をより環境の負荷が少ない車両に更新しました。また、ニームスに基づき、「地球温暖化対策率先行動計画」の進行管理を行い、温室効果ガスの排出量の削減に取り組みや、グリーン購入の調達率を公表しました。（カーボンニュートラル推進室・管財課）



○成果指標の達成状況

成果指標	現況値		目標値	達成度	
	平成29年度 (基準年度)	令和4年度	令和5年度	基準年度比	R5目標値比
公民館における環境学習コース数	16 コース	10 コース	18 コース	↘	↘
環境教育・環境学習に取り組む 学校数	24 校	28 校	28 校	↗	↗
地球高温化対策地域協議会 登録団体数	283 団体	292 団体	307 団体	↗	→
公的施設における 太陽光発電設置数	30 件	31 件	33 件	↗	→
低公害自動車の保有台数	69 台	77 台	79 台	↗	↗
電動バイクの保有台数	0 台	0 台	6 台	—	↘
市の事務事業における 温室効果ガス総排出量	H25 年度比 1.1%減	H25 年度比 18.7%減	H25 年度 比 10%減	↗	→

キ 【環境目標7】暮らしを大切にすまち（生活環境の保全）

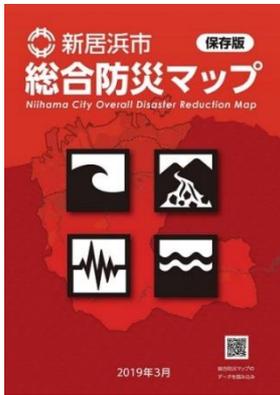
○災害時のエネルギー源と自然的土地利用の防災機能の確保

指定避難所及び指定福祉避難所に発電機を整備し、災害時の初動の電源を確保、また、停電施設へ電気自動車による電力供給が行えるよう民間事業者と協定を結びました。

危険物を取り扱う工場・事業所と行政機関の間の「IPインカム」整備により、事故発生時等の迅速な連絡体制を整えるとともに、コンビナート訓練では被災を想定した住民の避難誘導訓練を実施するなど各体制の向上が図ることができました。

森林が持つ水源涵養機能のための治山事業の実施のほか、ため池ハザードマップを作成し、防災重点農業用ため池を県営事業及び市営事業にて改修事業に着手しました。（危機管理課・都市計画課・農林水産課・農地整備課）

○地域の防災意識の啓発と防災体制の強化



各種災害の被害想定や危険箇所、防災関連情報を掲載した「新居浜市総合防災マップ」を平成31年3月に発行しました。市民に迅速な情報提供を行うための手段として、防災行政無線、メールマガジンなどでの広報や出前講座、ロビー展等で防災知識・意識の啓発を行ったほか、事業者へ事業継続計画（BCP）策定の促進を行いました。（危機管理課）

事業所などを対象とした自衛消防訓練、自主防災組織などの地域住民を対象とした防災訓練などに消防職員が立ち会い、迅速かつ的確な通報や避難、消火について指導を行いました。また、小学校区単位の防災訓練の実施、地区防災計画の取組を自治会防災部などと連携し行いました。（予防課・危機管理課）



○二次災害対策の推進

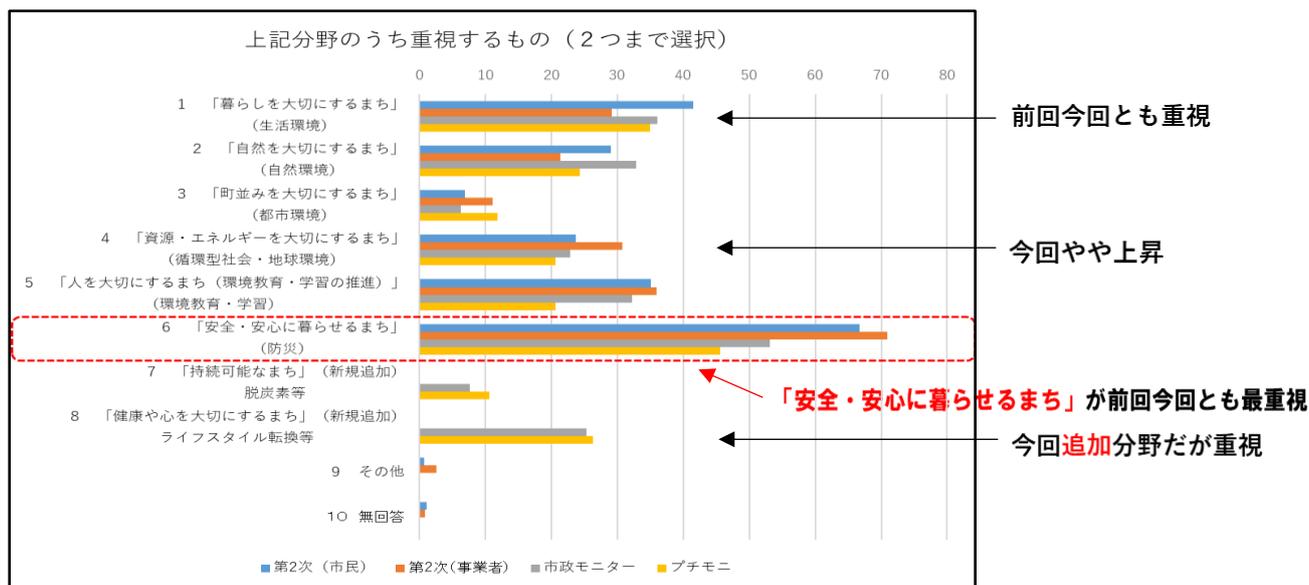
危険物取扱施設等における安全対策等の指導時、検査時の機会を活用して現地確認を実施し指導するとともに保安力の向上を図りました。また、危険物取扱者に対する講習時に危険物の取扱い方法の遵守を求め安全対策の向上を図りました。（予防課）

○成果指標の達成状況

成果指標	現況値		目標値	達成度	
	平成29年度 (基準年度)	令和4年度	令和5年度	基準年度比	R5目標値比
指定避難場所への 発電機の配備	88 か所	170 か所	170 か所	➡	➡
自主防災訓練・総合 防災訓練参加者数	4,850 人	3,192 人	5,000 人	➡	➡

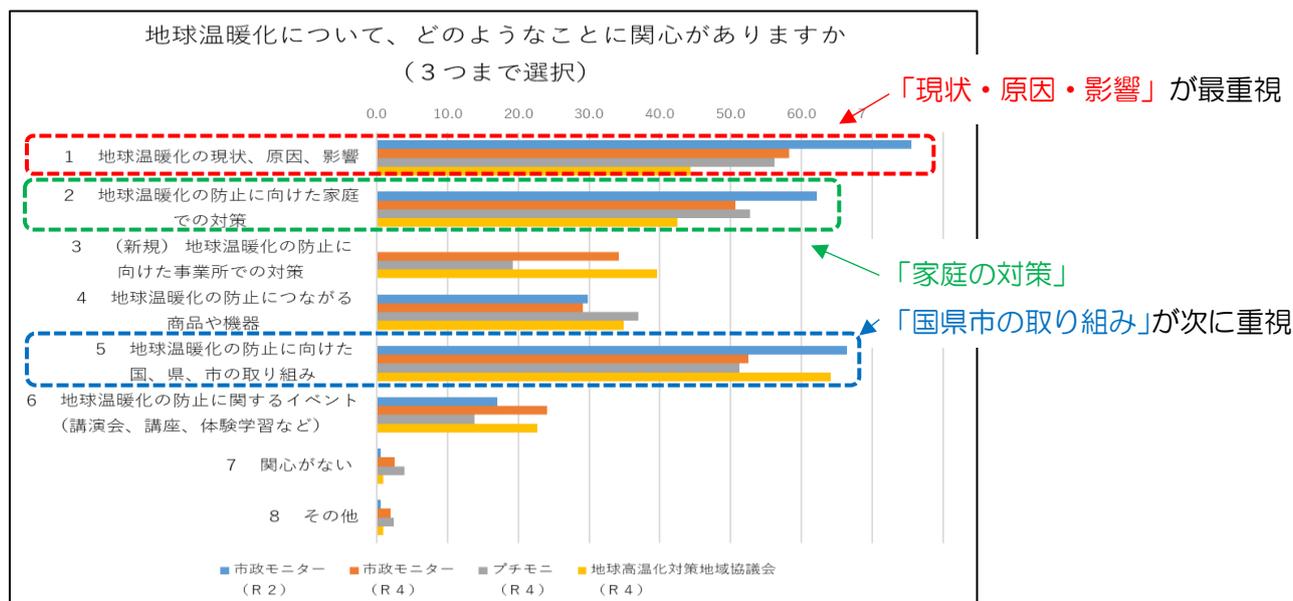
(2) 市民アンケートの結果

ア (1) の分野のうち重視するもの (2つまで選択)



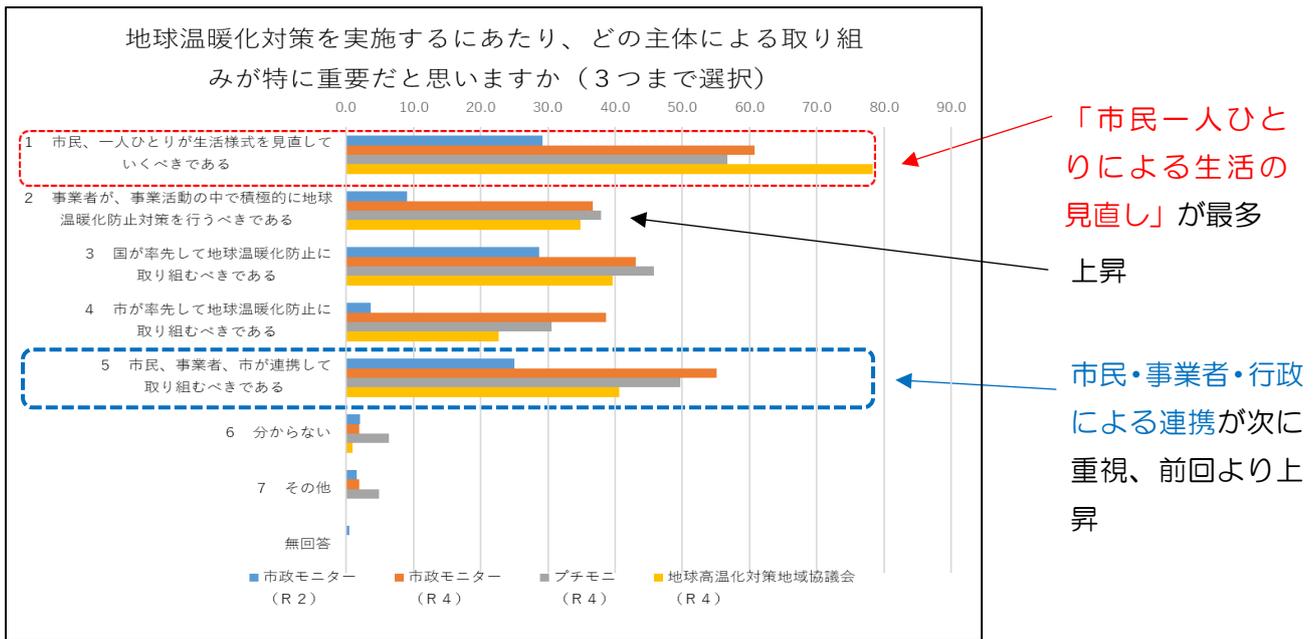
【考察】 近年規模が拡大している災害への不安から「防災」分野の関心が依然として高く、広く市民の生活に密接に関わる「生活環境」や貴重生物保護等に関わる「自然環境」が上昇、新規追加項目の「健康や心を大切にできるまち」が意外と高い理由としては、ライフスタイル・消費の持続可能化や食品ロス削減のような「もったいない」に代表される日本の文化が見直されているのではないかと推測される。

イ 地球温暖化について関心があること (3つまで選択)



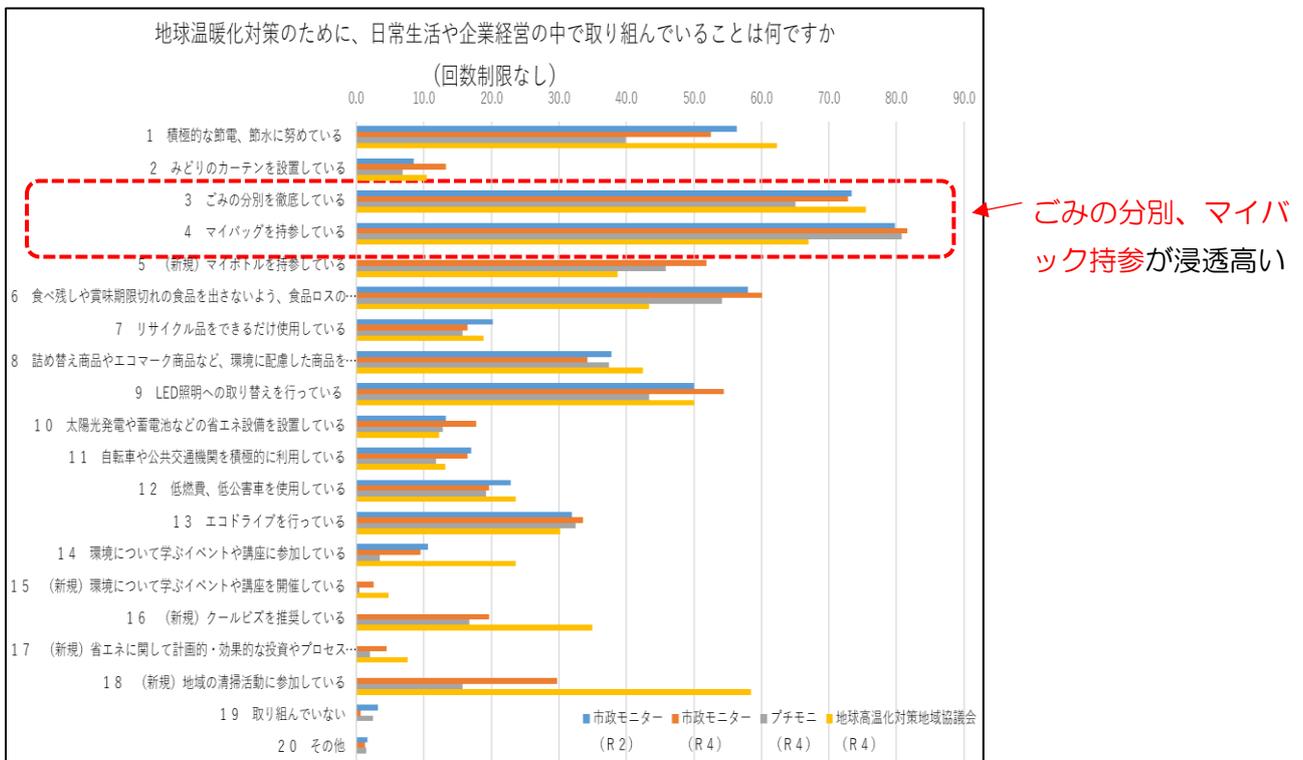
【考察】 「地球温暖化の現状、原因、影響」が最重視、次いで「国・県・市の取組」と「家庭での対策」が同程度、その次が、新規で追加した「事業者での対策」となっている。国際的にも企業による環境対策が重視されてきていることも影響していると推測。

ウ 地球温暖化対策は、どの主体による取り組みが特に重要だと思うか（3つまで選択）



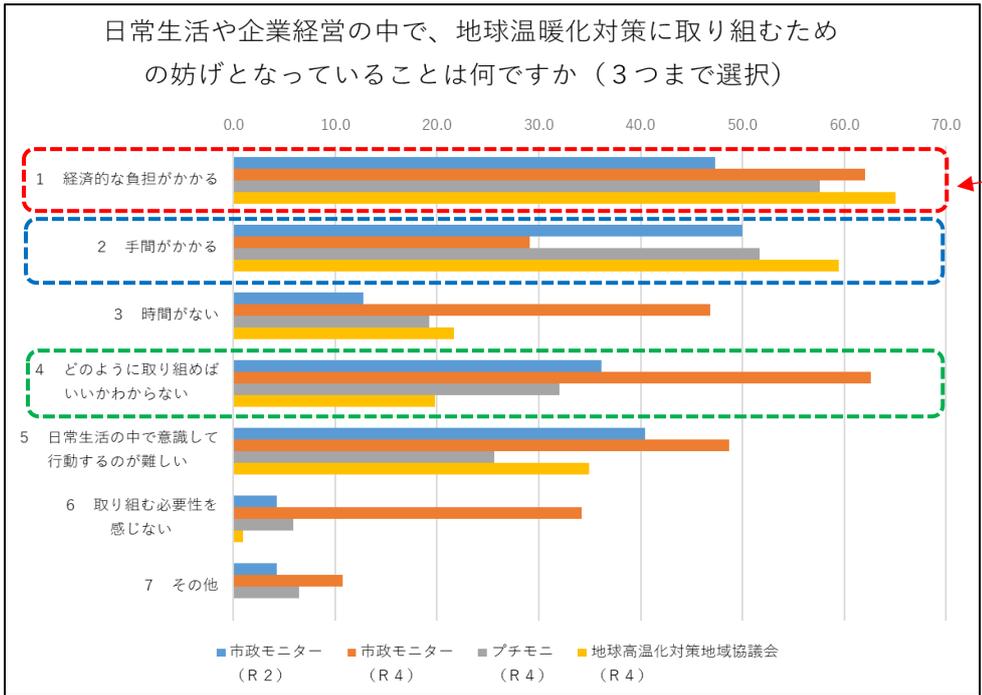
（考察）「市民一人ひとりによる生活様式の見直し」が引き続き最多であり、次いで前回より大幅に関心が増した「市民・事業者・行政による連携」となっている。また、「事業者の積極的な対策」も関心が増していることから、工業都市である本市の事業者への期待が高まっていると推測。

エ 地球温暖化対策のために日常生活や企業経営の中で取り組んでいること（いくつでも）



【考察】前回と傾向はほぼ同じ。新規追加の「地域の清掃活動への参加」は高温化対策協議会で多数意見があった。法規制やペナルティのある取組みの率が高い。

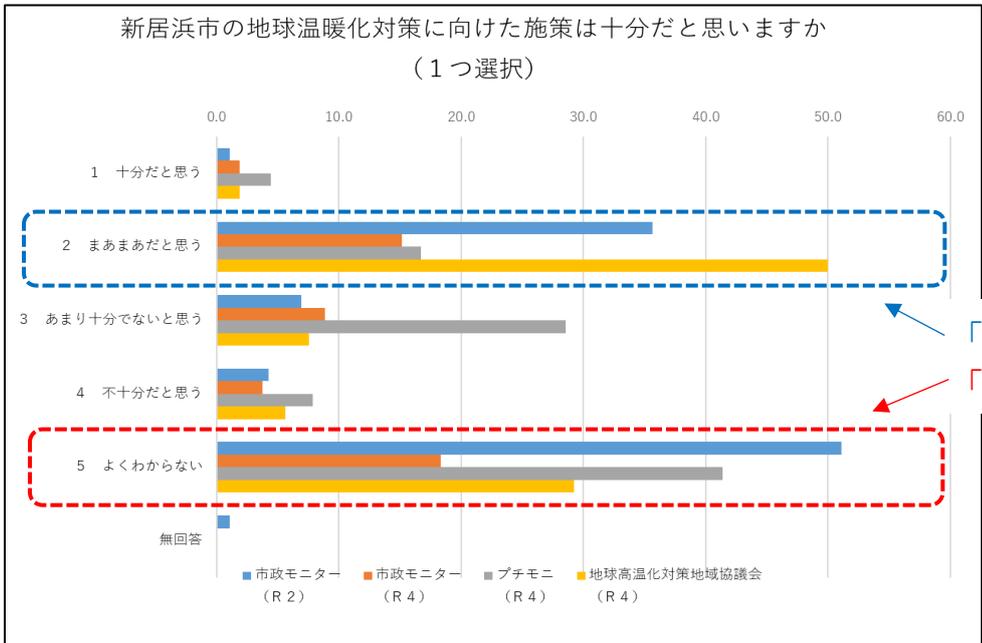
才 日常生活や企業経営の中で、地球温暖化対策の妨げとなっていること（3つまで選択）



「現状・原因・影響」が最重視

（考察）前回は最多意見が「手間がかかる」、次いで「経済的負担」だったが、今回逆転している。コロナ禍による収入減などの影響等で生活に余裕がないと推測、「取り組み方が分からない」については、市等の広報の不足も一因と推測。

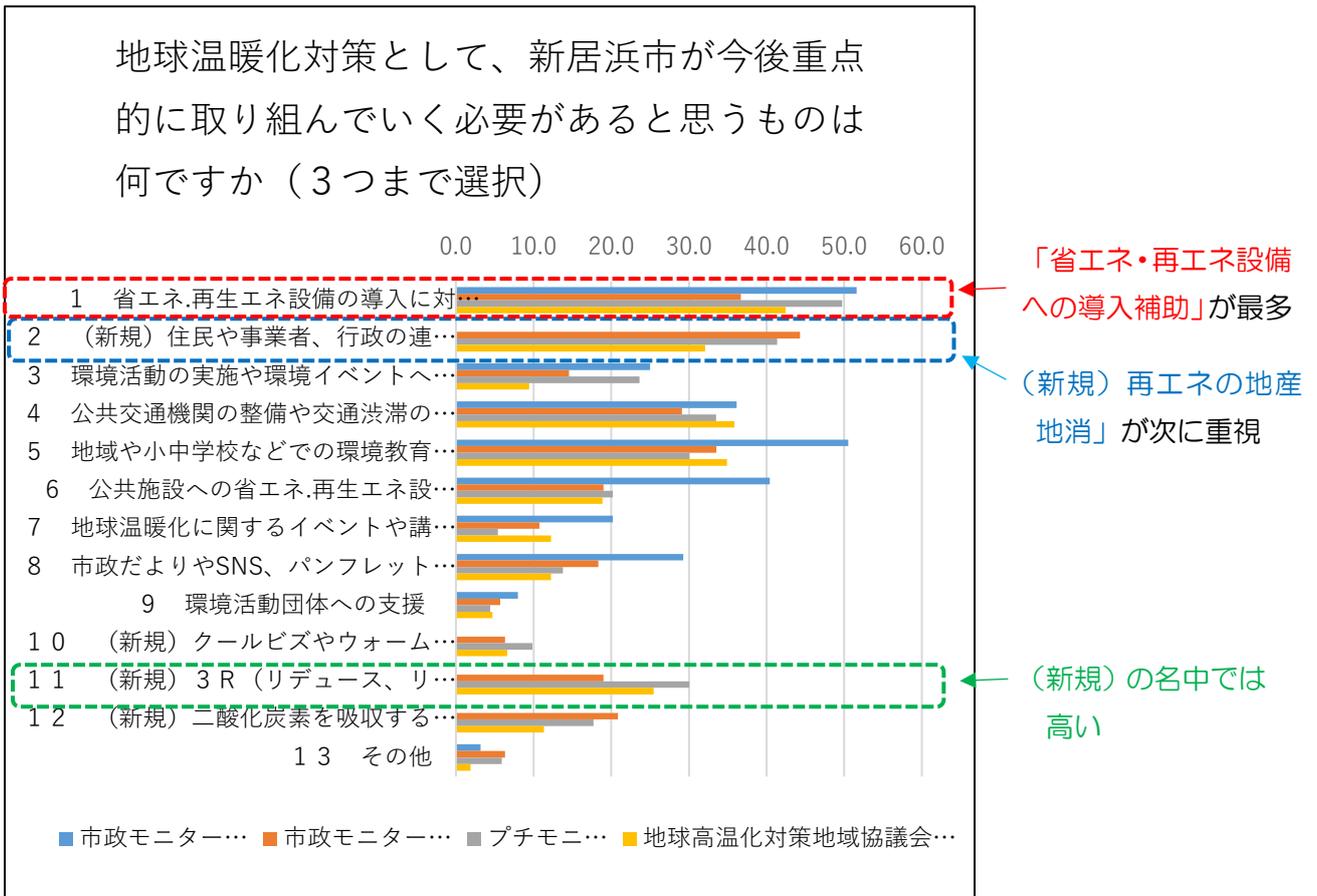
力 新居浜市の地球温暖化対策に向けた施策は十分か？



「まあまあ」「わからない」が多数

（考察）「よく分からない」が前回今回とも最多であり、次いで「まあまあだと思う」となっている。市の対策について一定の評価はされているが、全体的にまだまだ環境政策に対する関心が低く、取組内容まで市民に伝わっていないとも推測される。

キ 地球温暖化対策



(考察) 「省エネ・再生エネへの導入補助」が前回今回とも最多であり、次いで新規追加事項の「主体(官民)間の連携による再生エネの地産地消」となっている。また、「公共交通機関の整備」や新規追加事項の「3Rの推進」への関心が高めである。

(3) 浮かび上がる課題

- 本市における指標の長期的な推移をみると、生活環境における大気や水質については、大きな変化はないものの、自然環境における気温や降水量は確実に上昇している傾向が見られ、これらは温室効果ガスの排出拡大の影響があると考えられます。

また、資源循環の推移では、全体的なごみの量は減少傾向にあるものの、一日一人あたりのごみ量は全国平均や県内平均と比較すると多く、逆にごみのリサイクル率は少なくなっていることから、まだまだ市民一人一人の環境問題に対する意識や知識の浸透が図れていないと考えられます。



地球温暖化については、基準年の2013年から温室効果ガスが▲30.8%と一定の成果が出ているものの、国が目指す2030年までに▲46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦していくには、これまでにない新しい取り組みを実施する必要があります。

- 第2次にはいま環境プランの成果指標の達成状況をみると、「達成」が11項目、「ほぼ達成」が6項目、「未達成」が20項目、「計測不能」が1項目でした。

各項目の内容を検証すると、達成した項目は、公民館トイレのバリアフリー改修、指定避難場所への発電機の配備など、ハード面の整備率を指標とした項目が比較的多く、未達成の項目は、ごみの排出量やリサイクル率、グリーンショップ・オフィスの認定登録数など、個人や事業所が取り組む必要があるソフト面の項目が多いことがわかります。

また、新たな省エネ・再エネ設備の導入には経済的な負担が大きく影響することから、公的な補助の拡大が必要であることが推測されます。

- 市民アンケートの結果を見ると、生活に密着した「防災」「生活環境」「自然環境」が変わらず重視されており、「循環型社会」や「地球環境」の分野も数値が伸びてきています。

市民の皆様に環境問題の浸透を促すには、これまで個人や事業所が積み重ねてきた「ごみの分別」や「マイバックの持参」などの環境活動を推進するとともに、地球にやさしい生活を送るライフスタイルの変換に取り組む市民の拡大を図る必要があります。

新たな課題である温室効果ガス削減に向けた取り組みについては、市民や事業所に対する経済的な支援や効果的な情報発信に努めることで、市民・事業者・行政が一丸となって取り組む必要があります。

このようなことから、第3次にはいま環境プランは、基本的な環境施策をはじめ、地球環境や脱炭素を重視した計画とします。



(4) 総括

第2次にははま環境プランの総括として、市民が関心を持つ環境分野は、生活に密着した「防災」「生活環境」「自然環境」の分野が変わらず重視されています。これらの分野は最も身近で一定の定着がみられる「ごみの分別」「マイバックの持参」「食品ロスの軽減」「積極的な節電・節水」など、日常生活に直接的な影響をもたらす分野であることから、今後さらなる広報と啓発活動を継続的に行い、市民の環境意識の向上に向け取り組む必要があります。



また、これらの活動は一般家庭のみを対象とするのではなく、事業所に対しても同様の取り組みを促すことで、さらなる成果の拡大が見込まれるため、効果的な啓発手法を検討し実施する必要があります。

また、世界規模での課題である地球温暖化対策については、各種広報媒体を通じて、洪水・高潮・高波などの自然災害、猛暑日や熱中症の増加、また農作物の品質低下や天候被害といった市民の日常生活に直接的な影響を及ぼす映像や情報が日常的に伝えられ、多くの方が危機感を持っていることがわかりました。

地球温暖化対策は一人が頑張ってもどうにもならないという考えから、一人一人の行動の積み重ねが大きな力になっていくという考え方に転換していく必要があります、その意識の醸成は本市においても他人事ではなく重要な課題と認識する必要があります。



現在、国においては2050年までに脱炭素社会を目指すことが示され、急速に機運が高まる中で、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画が2021年に改定され、新たな削減目標の実現に向けて進んでいます。

さらに国の第五次環境基本計画や現在見直しを進めている第六次環境基本計画（令和6年度施行）では、**地域循環共生圏**をさらに深化させていく方針が示されています。

愛媛県においては、第三次えひめ環境基本計画において、「環境と経済の好循環による愛顔あふれる持続可能なえひめ」を目指し、瀬戸内海の環境保全対策や海洋ごみ対策、気候変動対策、地球温暖化対策の推進のほか、環境の負荷が少ない循環型社会の実現に向けて各施策を推進しています。



これらの国内外の動向をふまえて、本市においても、2050年のゼロカーボンシティ達成に向けた指針となる「第3次にはま環境プラン」を策定する必要があります。



地域循環共生圏イメージ（出展：環境省「第五次環境基本計画」）

本市では、令和3年6月に市長が2050年までに、全市一丸となってゼロカーボンシティ（温室効果ガス排出実質ゼロ）を目指すことを表明しました。

本市の豊かな自然、生活環境を保全・活用しながら、環境にやさしい暮らし、社会への転換を促すには、行政・市民・事業者が共通認識を持って温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減と「脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現」をめざすことが重要です。



愛媛県新居浜市長 石川 勝行 殿

貴市におかれましては、この度、地方自治体として2050年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すことを表明されました。今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で393自治体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現するべき事態であると考えております。

現在、我が国は新型コロナウイルス感染症への対応と気候危機という二つの危機に直面しておりますが、環境省としては、コロナ前の社会に戻るのではなく、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への三つの移行を加速させ、持続可能で強靱な経済社会への「リデザイン（再設計）」を一層強力に進めてまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現を進めるためには、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要です。このため、パリ協定の目標達成に向け、脱炭素のモデルケースを各地に創り出し、次々と先行地域を広げていく「脱炭素ドミノ」を実現していく必要があると考えております。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、気候変動対策の更なる具体化・加速化に努めてまいります。

環境大臣 小泉進次郎

（環境大臣書簡）

第3章 目指す環境像と施策

1 目指す環境像

本市は、江戸時代の別子銅山の開坑により発展し、明治維新後の近代化において別子銅山は我が国の代表的な鉱山のひとつでした。急激な近代化とともに鉱山からの煙害に直面しましたが、荒廃した山への植林などの対策を先駆的に行い、環境問題を克服してきました。別子銅山の歴史は、都市形成の歴史そのものといえます。

現在も銅山から派生した産業により中四国屈指の臨海工業地域を有しながら、豊かな自然環境にも恵まれています。

先人から受け継いだ素晴らしい環境を守り、市民一人ひとりが心豊かに暮らすには、みんなが主体的に協働し市民生活や産業活動の低炭素化を図るとともに、産業と環境が共生する都市づくりに取り組んでいくこととし、めざす環境像を次のとおり設定します。



【目指す環境像】

歴史を未来につなぐ あかがねのまち
ゼロカーボンシティにいほま



◆歴史を未来につなぐ あかがねのまち

市内に残る数多くの産業遺産や、青々とした山は、100年以上前の環境対策を物語っています。先人から受け継がれた歴史や豊かな自然から学び、次世代へつないでいくことが大切です。

◆ゼロカーボンシティにいほま

2050年ゼロカーボンシティの実現をめざして、全市一体となって取り組みを推進していきます。

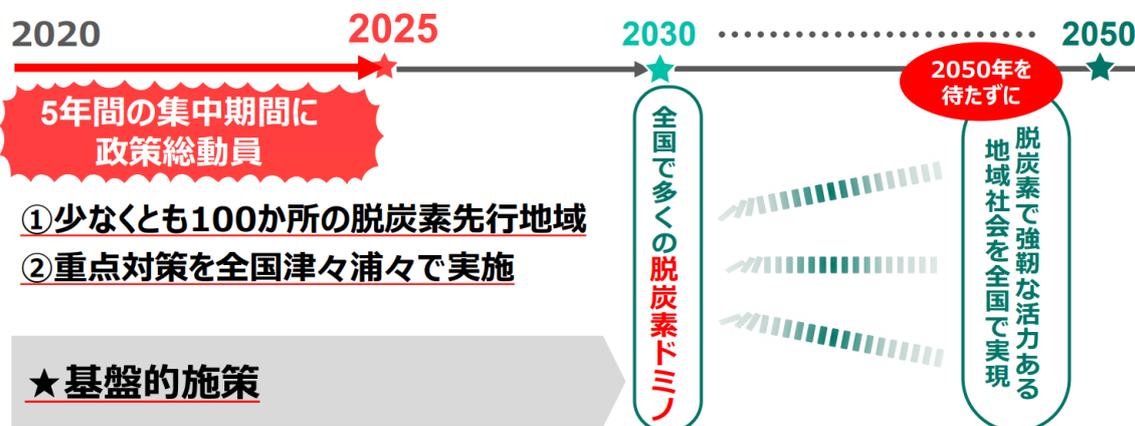
2 新しい施策

(1) 重点対策加速化事業

国は、令和3年に、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」を策定し、2025年までに政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援することを示し、ロードマップの中で、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電を建物の屋根等に設置し、屋内・電動車での自家消費を導入することは、系統制約や土地造成の環境負荷等の課題が小さく、余剰が発生すれば域内外で有効利用することも可能であり、蓄エネ設備と組み合わせることで災害時や悪天候時の非常用電源を確保することができるとして、重点対策事業として位置づけました。



【地域脱炭素ロードマップ（抜粋）】



◎本市では、令和5年度に重点対策加速化事業の「事業採択」を受け、次の「エネルギー地産地消推進事業」に取り組み、2050年のゼロカーボンシティを目指すこととしています。

あかがねのまち ゼロカーボンシティにいひま

①～エネルギー地産地消推進事業～（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）

重点対策 加速化事業 (R5～R10)

- ・①個人向け太陽光発電設備補助 (10/10)
- ・②事業者向け太陽光発電設備補助 (10/10)
- ・③公共施設高効率照明導入補助 (1/2)
- ・④公共施設太陽光発電設備 (1/2)、蓄電池 (2/3)、EMS(2/3)、自営線 (2/3) 導入補助 (オンサイトPPA事業 (20年間))

②～エネルギー地産地消推進事業～（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）

計画づくり 支援事業 (R5)

- ・国の要求水準である「太陽光発電設備が導入可能な公共施設への発電設備導入率」「2030年50%」「2050年100%」及び創エネの拡大を実現するため、重点対策加速化事業の対象外施設について、発電設備の設置場所・発電量・自家消費電力等を調査し、将来効果的に発電設備を整備するための調査を実施する。

（2）SDGs未来都市選定

令和4年5月に、新居浜市は、国から「SDGs未来都市」としての選定を受けました。

これは、国が、SDGsの理念・活動を全国に広めるため、SDGsの達成に向け、先進的で、優れた取組みを行う自治体を評価し選定する制度であり、本市の歴史や近年のSDGsに関する市の取組が総合的に国に評価された結果です。

SDGsにおける「経済」「社会」「環境」の三側面の取組みを推進しますが、環境分野の取組では、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」や「エコアクションプランにいはま」に基づき、脱炭素社会の実現に向け、プラスチックの資源循環の推進や、ごみ減量に向け取り組むほか、後段（6）の「カーボンニュートラルポート」の実現にも取り組むこととしています。

取組の全体像



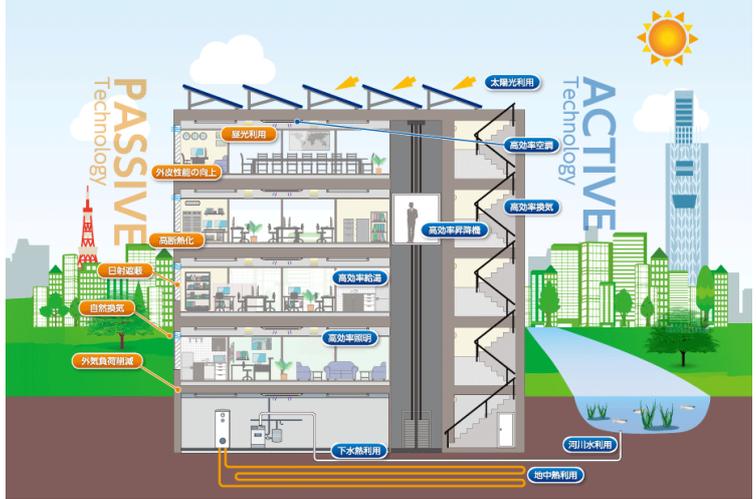
- これまでの取組の継続
- 公募補助制度によるSDGs達成に向けた取組への支援
- 「新居浜市SDGs推進プラットフォーム」の設置（情報共有・連携促進）



新居浜市
SDGs未来都市

(3) ZEB (ゼブ)、ZEH (ゼッチ) 事業

ZEBとは、Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や**パッシブ技術**の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、快適な室内環境を実現しながら、大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建物のことで、ZEHとは同様の設備や機能、構造を備えた住宅 (House) のことです。



コラム⑥ ZEB、ZEH、パッシブ技術

ZEB、ZEHとは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを旨とした建物のことです。建物の中ではエネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネと創エネによって、エネルギー消費量を正味 (ネット) でゼロにすることができます。

パッシブ技術とは、省エネ技術の一つで、建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギー量 (エネルギーの需要) を減らすための技術です。

(4) EV (イービー) 事業



国は、経済産業省が中心となり、関係省庁と連携して策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、次世代自動車の普及に向け、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現することや、2030年までに充電インフラ15万基を設置することなどの目標を掲げており、その実現に向けて補助事業や規制緩和等を行っています。

本市においても、移動に伴う温室効果ガス排出量の削減は重要であり、車両のEV化は排出量削減に向けた有益なツールとなりますが、その車両コストと充電インフラ整備が大きな課題です。

社会全体でEVシフトの動きが活発となっている中、カーボンニュートラルを推進していくためには、車両のEV化と同時に、再生可能エネルギーの利活用という点でのEVの持つ蓄電池としての機能や充電器の整備についても考え、レジリエンスの強化や都市基盤の整備による市民の利便性の向上などと併せて複合的に検証していきます。



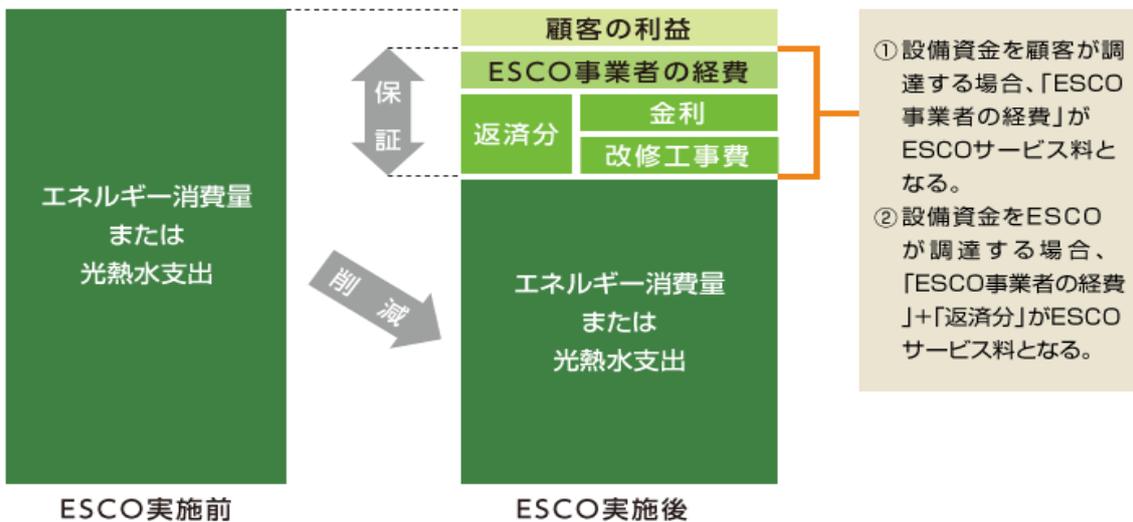
(5) ESCO (エスコ) 事業

ESCO事業とは、省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費等の削減分で賄う事業です。ESCO事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供します。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態（パフォーマンス契約）をとることにより、顧客の利益の最大化を図ることができる特徴を持ちます。

本市においても、このESCO事業を活用し、道路、公園、漁港、港湾施設において、約1,000灯の照明灯をLEDに更新し、排出される温室効果ガスを75.7%削減します。



【ESCO事業の仕組み】



(6) CNP (カーボンニュートラルポート) 形成計画

CNP形成計画とは、港湾を脱炭素の拠点とするため、新居浜港の港湾区域及び臨港地区はもとより、新居浜港及び隣接する東予港東港地区を利用する民間企業等を含む港湾地域全体を対象とし（以下、「新居浜港等」という。）、新エネルギーの大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等の具体的な取組について定め、新居浜港等におけるCNPの形成の推進を図るものです。

新居浜港等では、次世代エネルギー向け燃料となりうる水素やアンモニアの取り扱いについて、既存インフラ等を最大限活用しながら、将来の需要増に対応した受入環境や、サプライチェーンの段階的拡張と脱炭素の実現に向け次の8つの項目について民間企業と協力のうえ検討を進める計画です。

【8項目の取り組み】



新居浜港等におけるCNP形成に向けた8つの取組イメージ

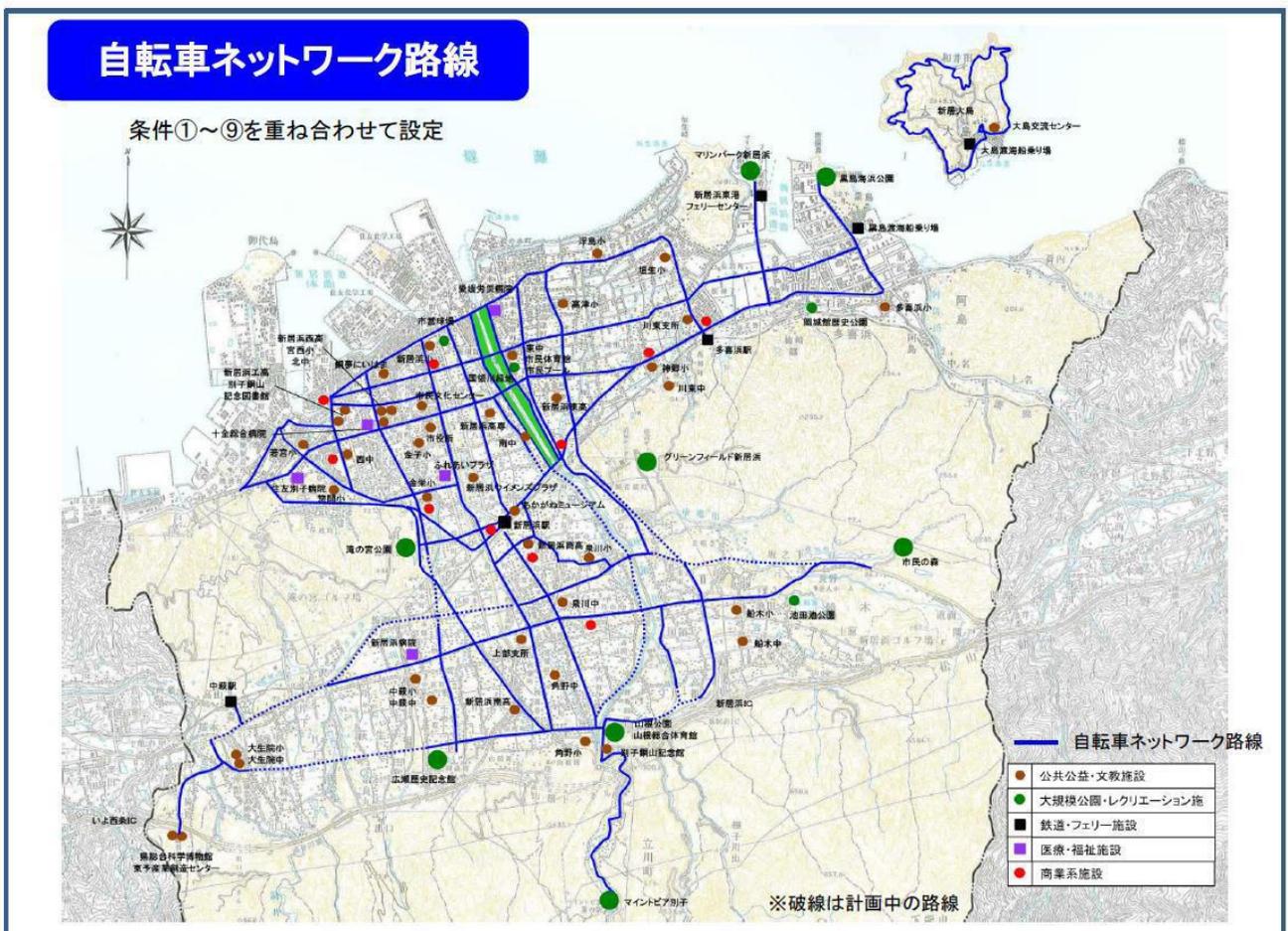
(7) 自転車を活用したまちづくり

国では、平成29年に「自転車活用推進法」が施行され、本市においても自転車の利用環境整備に向けて、令和2年3月に「新居浜市自転車活用推進計画」を策定しました。

計画では、自転車ネットワークの形成、ハード整備として自転車走行空間の整備や自転車利用の普及、拡大等の基本方針を定め、各施策を進めています。

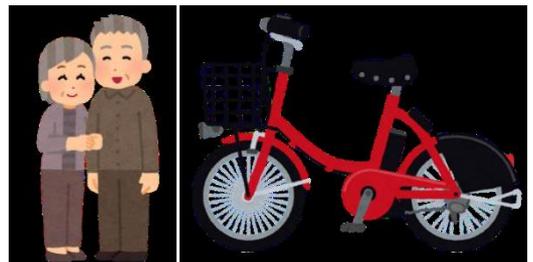
①自転車走行空間整備

自転車利用者にとって安全で快適、かつ、連続して走行できる利用空間を整備するため、計画に基づき整備を進めています。令和3年度に原地庄内線ほか2路線に、自転車専用通行帯や自転車のピクトグラムなどを設置し、令和4年度に、原地庄内線ほか2路線を整備しました。



②電動アシスト自転車購入支援補助事業

市内に住む満65歳以上の市民の皆さんを対象に、電動アシスト自転車の購入費用の一部を補助し、高齢者の皆さんが日常の移動手段を自動車やバイクから自転車に乗り換えることで、地球にやさしく活動的な毎日を過ごせるよう応援するとともに、運転免許を自主返納された皆さんの移動手段をサポートしています。



③別子・翠波はな街道サイクリング（新居浜市・四国中央市共同事業）

新居浜市から四国中央市へと続く「別子・翠波はな街道」（べっし・すいは はなかいどう）総走行距離約94.3km最高標高約900m超のサイクリングイベントで、沿線にはマイントピア別子、森林公園ゆらぎの森、霧の森・霧の高原などといった観光施設があり、自然や歴史等この地域ならではの観光を楽しむことができます。



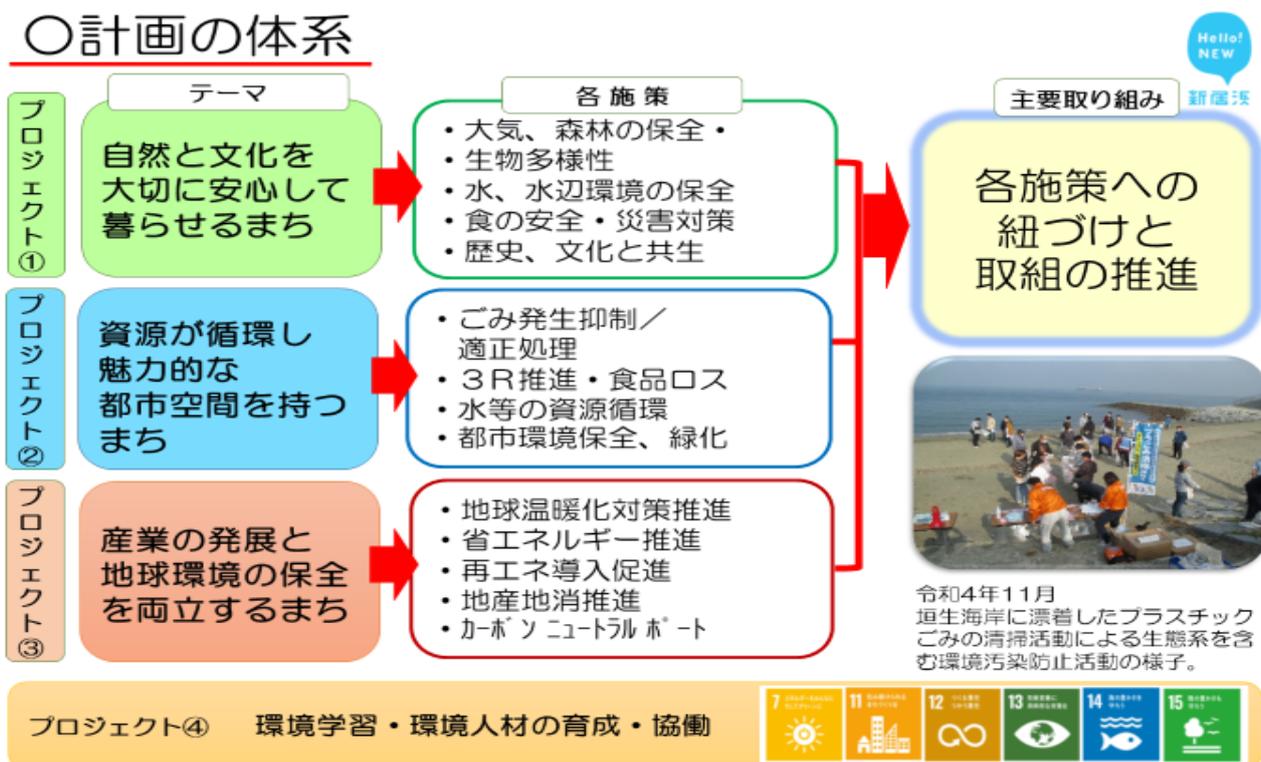
3 計画の対象範囲と体系

○計画の対象範囲

本市では、新居浜市環境基本条例第7条により、施策を策定及び実施する際には、次の6つの基本方針に基づいて、総合的かつ計画的に推進することとしています。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境を保全するため、空気、水、土等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然が共生する環境を実現するため、森林、農地、水辺等における自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎのある都市環境を実現するため、緑や水辺と親しむことができる都市空間の形成及び歴史的文化遺産の保存を推進すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源及びエネルギーを適正かつ有効に利用すること。
- (5) 清潔で美しいまちを実現するため、廃棄物の発生の抑制、再使用等による減量化を図り、ごみの散乱、不法投棄等を防止すること。
- (6) 地球環境を保全するため、地球温暖化の防止、オゾン層保護等を推進すること。

本計画では、これら6つの項目に「災害対策」を追加した7項目を分かりやすく親しみやすい計画にするために、次の表のとおり3つのグループに分け、グループごとの各施策、主要な取り組みへ紐づける体系としています。



4 持続可能な新居浜市を目指したまちづくり施策

プロジェクト1 自然と文化を大切に、安心して暮らせるまち

市民が健康で安心して日常生活を送るために、大気、水質、土壌等の状態を良好に保ち、生活環境を良好な状態に保全することは必要不可欠です。

また、豊かな水資源、緑あふれる森林やこれらを取り巻く動植物の生態系をまもること、近代化産業遺産に代表される魅力ある地域資源、「太鼓祭り」などの地域に根付く伝統と歴史を次世代に引き継いでいくことで、環境にやさしく、自然や文化と共生した暮らしの実現を目指します。



〇市が取り組む項目

各施策	主要取り組み項目
① 水・大気保全、有害物質監視、公害対策	大気の常時監視、騒音等公害対策、公共下水道整備等、生活排水対策、工場排水監視
② 森林保全	間伐材、木質バイオマス利活用支援、新たな森林管理システムの推進、計画的な森林整備
③ 農地保全	適正な農地保全、活用、耕作放棄地対策
④ 水辺保全	海洋保全、河川保全、水辺環境の整備と活用（河川敷公園、マリンパーク等）
⑤ 生物多様性保全	国指定天然記念物の保護、保全、その他生物の保全、有害鳥獣・外来生物駆除
⑥ 食の安全	地産地消推進、食の安全対策推進、食育推進
⑦ 防災・減災対策・強靱なまち	災害時の非常用電源設備施設の整備（防災庁舎、指定避難所の非常電源設備の維持補修、その他施設への整備）
⑧ 歴史・文化保全、景観保全	文化財や近代化産業遺産の保全、地域資源の保全と活用、景観保全

〇市民・事業者の取り組みが期待される項目

	市民の取り組み内容
①	野焼きやごみの焼却はしません。
②	不必要なアイドリングや急加速・急発進をしない、経済速度で走行するなど、エコドライブを心がけます。
③	供用が開始されたときは、遅滞なく公共下水道へ接続します。
④	水路の清掃活動へ参加するなど、水質保全に協力します。

⑤	地元産食材を積極的に消費するよう努めます。
⑥	食育により、心身の健康と豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育みます。
⑦	公園や森林の自生植物や樹木を大切にします。
⑧	海域、海岸、河川、水辺の利用時には、マナーを守ります。
⑨	動物や植物などの生息・生育環境である森林、里山、水辺などの保全に協力します。
⑩	「まち美化条例」を遵守した公園・緑地の利用を心がけます。
⑪	文化財や産業遺産、民俗文化についての理解を深め、保全や活用に協力します。
事業者の取り組み内容	
①	工場・事業場では、ばい煙の適正処理を徹底します。
②	法令に定められた基準を遵守し、騒音・振動・悪臭対策を徹底します。
③	法規制の対象とならない場合でも、自主的に排水処理対策に努めます。
④	汚染物質が発生した場合には、適正に処理します。
⑤	リスクコミュニケーションに努め、環境汚染の防止や健康被害の未然防止に取り組みます。
⑥	地産地消の推進に向けた事業活動に取り組みます。食の安全性や危険性に関する啓発に関心を持ち取り組みに配慮します。
⑦	自然環境の復元に努め、間伐材の有効利用に取り組みます。
⑧	景観形成作物を栽培するなど、遊休農地を有効活用します。
⑨	海域、海岸、河川、水辺の保全・再生活動に協力します。
⑩	開発行為時には、動物や植物などの生息・生育環境に十分配慮します。
⑪	良好な景観を形成するまちづくりに協力します。

○成果指標

	成果指標（担当課）	指標の説明	基準値(R4)	R12目標値
①	大気環境基準（環境衛生課）	大気環境基準達成状況	達成 ※光化学オキシダント未達成	達成
②	生活排水処理率（廃棄物対策課、下水道課）	住基人口に対する生活雑排水処理人口の割合 ※公共下水道整備+合併処理浄化槽整備	83.9%	92.5%
③	海域の環境基準COD（環境衛生課）	5つの水域での環境基準達成状況	未達成	達成
④	地下水の環境基準（環境衛生課）	環境基準達成状況	達成	達成
⑤	ダイオキシン類の環境基準（大気・水質・土壌）（環境衛生課）	大気・水質・土壌の環境基準達成状況	達成	達成

⑥	耕作放棄地適正化（農業委員会）	耕作放棄地の面積	85ha	71ha
⑦	学校給食における野菜、米の新居浜産利用率（学校教育課）	野菜（重量ベース）	野菜17%	野菜20%
		米（重量ベース）	米32%	米35%

① 水・大気保全、有害物質監視、公害対策

◎大気の常時監視及び緊急連絡体制の充実

大気汚染自動測定機の更新や保守を徹底し、継続的なデータ収集に努めます。

光化学スモッグ注意報等の発令時や微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起があった場合は、健康被害の低減を図るため、緊急連絡体制により、市民に迅速に周知します。



◎公害に関する規制や対策

騒音規制法及び愛媛県公害防止条例に基づく騒音、振動防止の取り組みや、悪臭防止法に基づく工場・事業所等の監視・指導、畜産・水産業の悪臭に関する啓発・指導に取り組みます。また、日常生活における悪臭や違法な野焼きについて、意識啓発や防止に努めます。

◎ダイオキシン類対策の周知・啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、愛媛県との連携のもと、ダイオキシン類対策の周知・啓発を実施します。

◎公共下水道の整備推進と合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道の事業計画区域においては、公共下水道の普及率向上に努めるとともに区域外においては補助金を交付することで、合併処理浄化槽の設置を促進します。

◎生活排水による水質汚染防止、工場・事業場排水の監視・指導

各家庭における生活排水が河川等の水質に影響を及ぼすことから、水質汚染防止につながるよう、意識啓発を行います。また、特定施設を設置する工場・事業場に関して、愛媛県の協力を得て、監視・指導や水質改善の啓発を行います。

② 森林保全

◎森林の保全と持続可能な森づくりの推進

森林の多面的機能が十分に発揮できるよう、長期的視点に基づいた計画的な森林保全や、森林環境譲与税の活用による新たな森林管理システムの推進に取り組み、民有林の間伐等の管理を進めていきます。魅力的な林業の促進等を進めるとともに、野生動植物と共生できる持続可能な森づくりに取り組みます。

◎間伐材等の有効利用の促進

森林資源の適正な保全に向け、間伐材の活用方策として木質バイオマス利活用に関する支援や、新たな活用方策等を検討し利用を促進します。

③ 農地保全

◎優良農地の保全と耕作放棄地対策

農業振興地域にある農用地については、無秩序な転用を抑制するとともに、後継者や新規就農者の育成を支援します。また、農業振興による農地の維持・保全に努めるとともに、耕作放棄地については、森林化・原野化を防止するとともに、再生や有効活用に取り組みます。

④ 水辺保全

◎親水空間の保全と整備

港湾が市民にとって、より親しみの持てる空間となるよう、親水機能の確保に配慮するとともに、誰もが楽しめる水辺空間の保全と整備に努めます。

◎河川環境の整備

関係機関と連携しながら、その川らしい河川環境を維持、形成されるように環境整備に努めるとともに、水辺の生態系に重要な役割を果たす水辺空間を保全します。



⑤ 生物多様性保全

◎貴重な動植物等の調査及び保護

国指定の笹ヶ峰、愛媛県指定の赤石山系の自然環境保全地域などの山間部を中心に、貴重な動植物等の生息環境の保護に取り組みます。また、国指定の天然記念物である銅山峰のツガザクラ群落を保護し後世へ継承します。

◎生物多様性に配慮した保全対策の推進

渓谷や自然を残す樹林など多様な生物の生息・生育域の一体的な保全に努めるとともに、地域特有の自然環境を体験できる機会を拡充し、生物多様性の重要性を身近に感じることのできる環境の保全に努めます。



◎野生鳥獣・外来生物対策

「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、イノシシやその他の動物などによる農作物被害や森林被害の防止に努めます。また、在来種や生態系への影響防止のため、ヒアリやセアカゴケグモなど、危険な外来生物の防除に努めます。

⑥ 食の安全

◎食の安全性と危険性に関する周知・啓発

市民の健康に直接かわる重要な事項であることから、家庭における食生活の安全について関係機関から積極的に情報収集し、迅速な情報提供を行います。

◎地産地消の推進

学校給食等を中心に、野菜・米等の安心な地元産食材を積極的に活用し、地域農業の活性化や流通経路におけるエネルギー消費の抑制に取り組みます。



◎食育の推進

「新居浜市食育推進計画」にもとづき、食育の推進とともに、食をとりまく環境整備の一環として健全な食生活や食品ロス削減等の啓発にも取り組めます。

⑦ 防災・減災対策・強靱なまち

◎防災、減災効果を高める環境基盤の整備

避難場所における太陽光発電、蓄電池、移動式急速充電設備やEV車等の多様な非常用電源の導入促進、非常用エネルギー源の分散導入に向けた取り組みを推進するとともに、民間事業者と連携して災害時のエネルギー確保の融通が図れるよう協定を推進することで協力体制の構築に取り組めます。

◎公園・緑地・森林の防災機能の確保

災害時の一時避難場所となる公園や緑地を適正に管理するとともに、森林保全の施策と連携して、土砂災害や洪水を防ぎ、水源涵養機能などの防災機能維持のための整備を行います。

◎災害時の二次被害対策の推進

災害時に二次被害が生じないように、有害物質の漏えいによる環境被害を及ぼす可能性のある危険物について、現状把握、監視、点検を行い、安全対策等について指導します。

⑧ 歴史・文化保全と景観保全

◎景観の保全

豊かな自然と歴史的資源を有する新居浜らしい景観を守り、市民が愛着と誇りをもつことができる魅力的な景観の形成づくりに取り組むとともに、「新居浜市景観計画」にもとづく区域内の景観の保全に努めます。

◎近代化産業遺産や文化財の保全・活用

別子銅山の開坑とともに発展し、煙害の克服や、植林による森林の再生などに取り組んできた本市の歴史は都市形成の歴史そのものと言え、現在も別子山から臨海部に至るまで市内各所に産業遺産が遺されています。それらの産業遺産の保存活用や文化財の保護を図り、本市特有の魅力ある景観として次世代へ継承していきます。



プロジェクト2 資源が循環し魅力的な都市空間を持つまち

未来に向け持続可能な社会に移行するためには、限りある水資源や森林資源の保護や、廃棄物に関して、市民一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直していく必要があります。日常生活や事業活動で排出される廃棄物をめぐる諸問題を解決するには、まず発生を抑制し、再使用、再生利用を促進するとともに、利用できない廃棄物を適正に処分することが必要です。

市民が快適な暮らしを実感するためには、利便性の高いインフラを整備するとともに、ごみ減量、省資源、リサイクルの取組を進め、ごみを出さない、捨てさせない資源循環型のまちの実現をめざします。



〇市が取り組む項目

各施策	主要取り組み項目
① ごみ減量、ごみ処理適正化	一般廃棄物処理基本計画に基づく処理、環境美化、不法投棄対策、公共施設愛護事業登録制度
② 3Rの推進	3Rの推進、プラスチック資源循環、食品ロス削減の推進
③ 水資源循環	安全で適正な水資源の確保・利用、地下水保全、ため池保全、水資源循環の推進
④ 都市環境保全、緑化推進、緑地保全	都市公園・緑地整備（緑化重点地区整備：駅前）、自転車道整備、公共交通機関ユニバーサルデザイン導入促進

〇市民・事業者の取り組みが期待される項目

市民の取り組み内容
① 家庭・職場・学校などで、ごみを発生させないライフスタイルに転換します。
② 買い物はマイバッグを持参し、過剰包装などは断るようにします。
③ 資源ごみの分別収集とリサイクルに協力します。
④ 定期回収のごみ出しルールを守り、廃棄物の不法投棄はしません。
⑤ 環境美化活動や一斉清掃に参加、協力し、ポイ捨てしないなど公衆ルールを守ります。
⑥ 水資源を大切に使う意識を持ち、日常生活で節水に努めます。
⑦ できるだけ徒歩や自転車を利用するように努めます。
⑧ 3Rの取り組みに努めます。
事業者の取り組み内容
① 廃棄物の処理過程を把握し、法令に基づき自らの責任で廃棄物を適正処理します。
② 廃棄物の減量化、資源化に努めます。
③ 再使用、リサイクルに配慮した製品の開発に努めます。

- ④ 工場・事業場では、排水の再利用や雨水の活用など、循環型プラントの導入について検討します。
- ⑤ 市民が快適に通りを通行できるよう、歩行者や自転車の通行に配慮します。
- ⑥ 事業所敷地内の緑化や緑のカーテンの導入、オープンスペースの緑化推進に配慮します。

○成果指標

成果指標（担当課）	指標の説明	基準値(R4)	R12目標値
① 公共施設愛護事業登録 （地域コミュニティ課）	自発的に清掃、美化活動に取り組む団体・個人の登録件数	109件	120件
② ごみ排出量 （廃棄物対策課）	市民一人が一日に排出するごみの量	1,020g	891g
③ リサイクル率 （廃棄物対策課）	資源ごみのリサイクル率	12%	15%
④ バリアフリー歩道整備 （道路課）	バリアフリー歩道整備率	81%	83%
⑤ 自転車利用走行空間整備 （道路課）	自転車走行空間整備率	29%	35%

① ごみ減量、ごみ処理適正化

◎廃棄物埋め立て処理の適正管理

最終処分場において、廃棄物処理法に基づいて、周辺環境に配慮した適正な廃棄物処理を進めるとともに、残余容量のモニタリングを行います。

◎廃棄物処理施設の予防保全的な維持管理

「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」の考え方に基づき、性能水準が一定以下となる前に保全処置を行う予防保全型の維持管理を行います。

◎環境美化推進体制の充実

環境美化の推進組織となる自治会を基盤とした環境美化推進体制を充実させ、環境美化活動を促進するとともに環境美化推進員と連携し、道路の清掃活動やポイ捨て防止に向けたまち美化啓発看板を配布するなど啓発活動を行います。

◎不法投棄パトロールの強化

関係機関・団体等と連携を強化し、パトロール・不法投棄の早期発見・早期対処による不法投棄防止に取り組みます。

◎産業廃棄物の監視・指導の強化

排出事業者に対して、愛媛県と協力連携して適正な処理を行うよう指導します。

◎廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化等の推進

時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化・集約化の視点を加えた施設の再編を目指します。また、民間活用の調査検討に取り組みます。



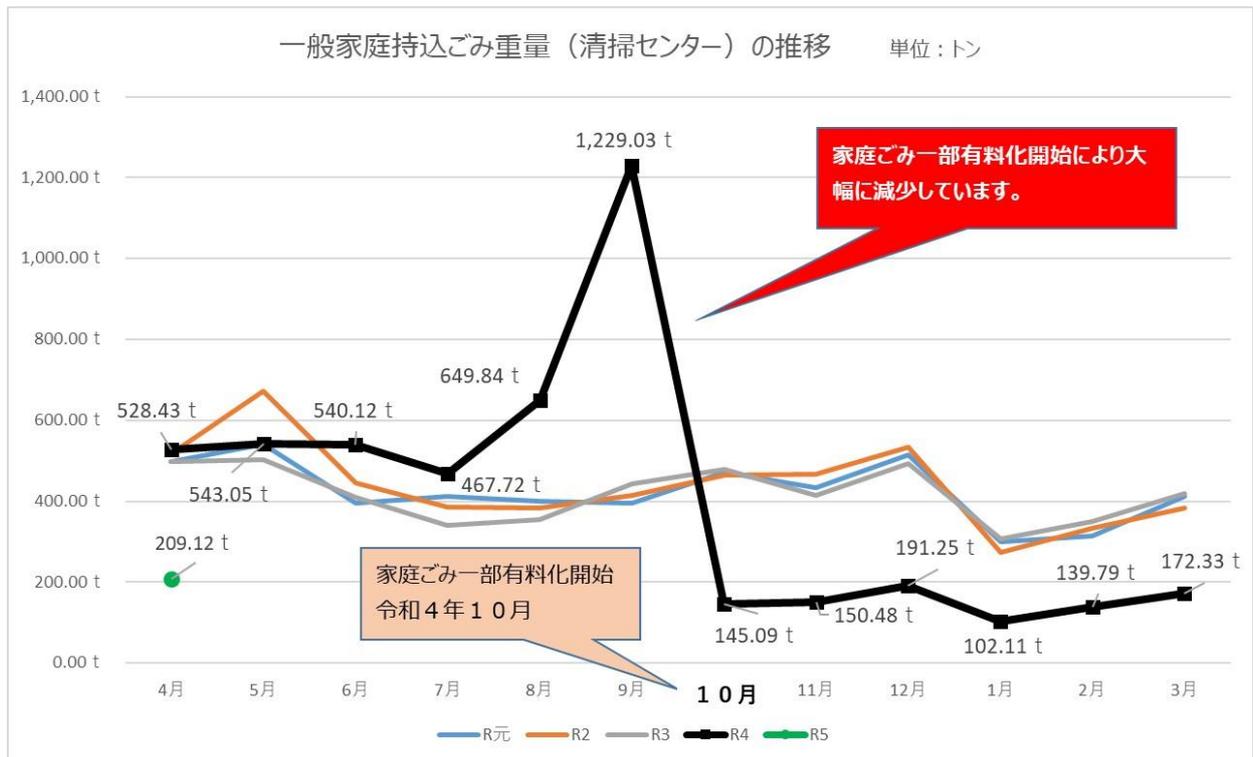
◎ごみの発生抑制

家庭ごみの処理の一部（直接搬入ごみ、大型ごみ戸別収集）の有料化実施により、ごみの発生抑制の取り組みを促進するとともに、資源循環の推進のため、ごみの減量や3Rに関する市民意識の向上に取り組みます。

② 3Rの推進

◎リデュース（ごみの減量化・発生抑制）の促進

マイバッグ持参の促進や生ごみの堆肥化等について支援し、ごみの発生抑制に取り組みます。



◎リユース（ごみの再使用）の促進

衣類等を中心とした不用品のリユースやフリーマーケットやリユースショップの利用などを啓発し、ごみの再利用を促進します。また、民間との連携、協定によるリユース活動を促進します。

◎リサイクル（ごみの分別回収・再資源化）の促進

資源ごみや使用済み天ぷら油などについて積極的に回収を進め、再び資源としてリサイクルできる資源回収システムを整備します。

◎いはいま3Rネットワークの促進

3Rに取り組む市民・事業者・市のつながりの見える化として、**3Rネットワーク**への登録を推進し、登録情報の広報によって、誰もがわかりやすいごみの減量や再資源化の取り組みを推進します。



◎プラスチック資源循環の推進

プラスチック3Rネットワークの推進において、プラスチックごみ問題についての情報発信に取り組みます。また、マイクロプラスチックの発生原因となる海洋ゴミ対策の取り組みとして、ポイ捨てや不法投棄の撲滅に向けて普及啓発を積極的に行います。さらに、各地域での環境美化、清掃活動と連携して、プラスチックごみの海への流出を抑制します。



◎サーキュラーアクション「MICANプロジェクト」の取組

民間との連携、協力により、市内事業所のリサイクル実証設備を利用して資源の有効活用を図るため、アクリル飛沫防止板地域内資源循環プロジェクト（MICANプロジェクト）の取り組みを開始しました。

事業者、市民、行政等が一体となって循環型社会の実現を目指す取組「サーキュラーアクション」を推進します。



◎食品ロス削減の推進

食品ロス削減の必要性について、市民への広報するとともに、市民、事業者と連携した取組として、食品ロス発生原因の啓発や各家庭での水切りや生ごみの堆肥化の推進のため、生ごみ処理容器等の設置への支援やダンボールコンポストの普及、啓発に取り組みます。また、「おいしい食べきり運動推進店」登録制度の取組を推進します。



コラム⑦

3Rネットワーク登録

市民のみなさんが、「何を・どこに持って行けばいいか」を見える化することにより、簡便・効率的にごみの減量化・再資源化を図ることを目的としています。登録いただいた事業者の情報は、市ホームページやSNSにおいて、積極的に広報しています。

にはま3Rネットワーク

Hello! NEW 新居浜

にはま3Rネットワークとは…?

ペットボトルや牛乳パックなどの店頭回収を実施いただいているスーパーマーケット・ホームセンターや、資源回収（古紙、アルミ缶など）を実施いただいている資源回収事業者、リユースショップなどと連携し、新居浜市の3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進に取り組んでいます。
皆さんにネットワークを活用していただくことで、効率的にごみの減量化・再資源化が進んでいきます！



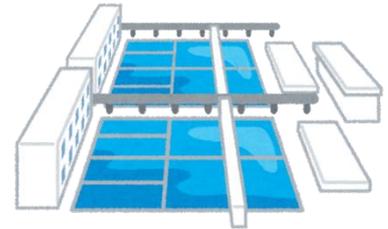
③ 水資源循環

◎総合的・計画的な水道事業の推進

令和3年3月策定の「新居浜市新水道ビジョン」、令和4年4月改訂の「新居浜市水安全計画」に基づき、水道施設の衛生管理など、安全な水道水の安定供給とともに、水道施設の耐震化や、応急給水設備の拡充など、災害時における安定給水の確保に取り組みます。

◎水資源の有効活用、地下水涵養機能を高める都市整備の推進

新居浜市の上水道の水源は全て地下水であることから、地下水の涵養機能を高める都市整備を推進するとともに、下水処理水の有効活用による再生水の利用など、新たな活用方策の構築に努めます。また、公共雨水浸透施設の普及促進や民間活力を利用した私設雨水浸透施設の整備など、雨水資源の有効利用を目的としたまちづくりを推進し、健全な水循環を推進します。



◎水資源の保全

貴重な水資源である地下水の水質の保全を図り、水資源を大切に使う意識啓発を行います。予備の水源となる井戸、湧水施設について、土地改良区と協力しながら、施設の適正な管理に取り組みほか、ため池の機能の維持補修と保全に取り組みます。

④ 都市環境保全、緑化推進、緑地保全

◎都市公園等・緑地の整備推進

都市公園・緑地の長寿命化を図りながら、市街地の緑化を推進するとともに、「緑化重点地区」である新居浜駅周辺地区において積極的に緑化を推進します。また、大規模スポーツ大会や各種イベントが開催できる総合運動公園について、「新居浜市総合運動公園基本計画」にもとづき整備に向けた取り組みを推進します。



◎人にやさしい自転車・歩行者空間の整備

景観に配慮した街路樹の適正な管理を行うとともに、都市計画決定している幹線道路を中心に、街路樹や植栽による緑化、広幅員の歩道の設置を進め、人にやさしい自転車、歩行者空間の整備の推進とともに、自転車走行空間の整備や普及、拡大に向け各種施策に取り組みます。



◎人や環境にやさしい公共交通機関のユニバーサルデザインの推進公共交通機関に関して路線バスのバリアフリー対応車の導入を促進します。

新居浜市は、中四国屈指の臨海工業地域を有しながら、市域の7割が山林であり、平野部では面積のほぼ4分の1を占める豊かな田園風景が身近に広がっています。この地域特性を活かして、恵まれた自然環境を守りながら、地域産業の活性化に向けた取組を推進していくことが重要です。新居浜市らしい環境づくりには、市民、事業者が共に環境意識を高め、環境に配慮した主体的な行動を促す仕組づくりが必要です。

2019年度における本市の温室効果ガスの排出構成では、産業部門の割合が最も多く、次いで民生部門、運輸部門、廃棄物部門となっており、他の地域と比べると産業部門の割合が多いのが本市の特徴ですが、東日本大震災以降、エネルギーの安全性に対する国民の意識は大きく変わり、太陽光、太陽熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーや新エネルギーの高度利用技術を利用して、自分たちでエネルギーを生み出し、消費する「自立分散型エネルギーシステム」への関心が高まっています。

本市では、「新居浜市地球温暖化対策地域計画（第2次区域施策編）」（令和5年改定）に基づき、地球温暖化対策を推進しており、温室効果ガスの排出が少ない低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの

の転換に取り組み、産業の発展と地球環境の保全の両立を目指します。



〇市が取り組む項目

各施策	主要取り組み項目
① 省エネルギー促進	公共施設設備更新、省エネ設備導入促進、公共施設ZEB導入推進、事業所・家庭の省エネ活動促進
② 再生可能エネルギー導入促進	公共施設導入促進、事業所・家庭への導入支援
③ 面的エネルギー、次世代エネルギーの検討	カーボンニュートラルポート形成計画にもとづく面的エネルギーシステム構築検討
④ 脱炭素を促進するまちづくり	市の事務事業CO2削減、公用車EV・低炭素車導入、自転車利用促進、公共交通・デマンドタクシー活用、コンパクトシティの推進

○市民・事業者の取り組みが期待される項目

市民の取り組み内容	
①	省資源・省エネルギー型の製品の導入に努めます。
②	公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
③	エコドライブの実践や次世代自動車の導入を検討します。
④	住宅での太陽光発電システム、太陽熱温水器の導入を検討します。
事業者の取り組み内容	
①	LED照明や高効率給湯器など、省エネルギー設備の導入に努めます。
②	SDGs推進企業やいはまグリーンショップ・オフィスへの登録を検討します。
③	エコドライブの促進や次世代自動車の導入に努めます。
④	事業所での太陽光発電システム、太陽熱温水器の導入に努めます。

○成果指標

成果指標（担当課）	指標の説明	基準値(R4)	R12目標値
① 公共施設再生可能エネルギー導入数（CN室）	公共施設太陽光設置数（新規）	31件	※
② 高効率モーター型送水ポンプの台数（上下水道局施設管理課）	上水設備への高効率モーター型送水ポンプの設置台数	13台	23台
③ 事業所への再生可能エネルギー導入支援数（CN）新規	事業所への再生可能エネルギー導入支援数	実績なし	※
④ 企業の省エネルギー設備等導入支援（産業振興課）新規	新居浜市SDGs推進企業省エネルギー設備等導入支援事業補助金活用件数	4件	21件
⑤ 企業の省エネルギー対策の支援（産業振興課）新規	新居浜市SDGs推進企業省エネルギー診断等支援事業補助金活用件数	3件	21件
⑥ 企業の脱炭素の取組支援（産業振興課）新規	企業立地促進奨励金（脱炭素化取組促進奨励金）実績件数	実績なし	7件
⑦ 公用車低公害車、電動車導入	電動車等導入数（管財課ほか）	指標変更	※
⑧ 公共交通機関の利用促進（地域交通課）	①公共交通（バス・デマンドタクシー）路線・エリア数	①13路線	①14路線
	②公共交通（バス・デマンドタクシー）の利用者数	②26万人	②42万人
⑨ 地球環境に配慮した市の事務事業推進	市の事務事業における温室効果ガス総排出量	平成25年比18.7%削減	平成25年度比46%削減

① 省エネルギー促進

◎中小企業の省エネルギー対策の促進

中小事業所の省エネルギーを促すため、主に「省エネ法」の報告対象外となる中小規模の工場・事業所を対象とした「省エネ診断」の啓発を図ります。

◎事業所における省エネルギー設備機器の導入促進

公共施設、自治会施設等における高効率の給湯、空調、LED照明等の省エネルギー型設備の導入を促進します。また、中小企業の脱炭素に係る取組促進にあたっては、企業毎の取組段階に応じた支援が必要不可欠であるため、脱炭素について知るための相談対応、及び自社のエネルギー使用量等を把握するための「省エネ診断」等の啓発、その後の設備導入を促進するための支援を一貫して実施します。

◎事業所での脱炭素の取組の促進

企業立地促進条例に基づく奨励金制度において、カーボンニュートラルの実現に向けた投資促進税制の認定を受けたもの、または省エネ法の特定事業者若しくは国・県・市等の公的機関が実施する省エネ診断により、事業所のCO₂排出量が設備投資前と比較し、10%以上削減できる設備投資に対して支援を行います。

◎環境に配慮した事業活動の普及・啓発

市内で省資源・省エネルギー等の環境に配慮した活動を積極的に行う事業者を市が認定する「にいほまグリーンショップ・オフィス」のPRを図ります。また、「新居浜市SDGs推進企業登録制度」の普及により、持続可能な脱炭素ビジネススタイルの普及啓発や転換促進の取り組みを支援します。

② 再生可能エネルギー導入促進

◎太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進

住宅や事業所における太陽光発電システム等の導入を支援すると同時に公共施設においても導入拡大を図ります。

◎再生可能エネルギービジネスの事業化支援

設備導入補助による低炭素型設備導入の支援を実施するほか、地元支援機関をはじめとする関係機関と連携した一体的な事業化支援を実施することで、再生可能エネルギーを活用したビジネス事業化の実現、促進を目指します。また、グリーンイノベーション事業の一環として、「新居浜市SDGs推進企業」を対象とした「省エネ診断」結果に基づいた設備導入の一部費用補助により支援します。



コラム⑧ グリーンイノベーション

グリーン・イノベーションとは環境・資源・エネルギーに関する科学的発見や技術的発明に基づいて、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築しようとするもので、新たな社会的価値や経済価値を生み出す革新であり、気候変動問題の解決と社会経済の持続的な発展を両方することによって、世界と日本の成長の原動力となるもの。 ...

◎地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進

エネルギーの地産地消が実現された社会の形成に向けて、太陽熱、バイオマス、小水力などの地域特性を活かした再生可能エネルギー・未利用エネルギーの導入を検討します。

コラム⑨ SDGs推進企業登録制度

SDGs推進企業登録制度とはSDGsの達成に向けて、「環境」「社会」「経済」の3つの側面に係る取組を意欲的実施する企業を登録する制度です。

③ 面的エネルギー、次世代エネルギー検討

◎面的なエネルギーシステムの構築に向けた検討

中心市街地や工業地域、一定のまとまった地域での面的なエネルギーシステムの構築（スマートコミュニティ）に向け、実現の可能性等について検討します。

◎次世代エネルギーの導入に向けた検討

集積する臨海部産業と連携し、今後の需要増に対応した新エネルギーの受け入れ環境やサプライチェーンの段階的活用について検討する。



④ 脱炭素を促進するまちづくり

◎エネルギー効率を高める都市整備の推進

各地域拠点に日常生活に必要な商業・医療・福祉サービス施設等を身近に集約配置することで、徒歩や自転車による移動圏内で日常生活のニーズが満たされるよう、環境負荷が少なくエネルギー効率の高い都市整備を推進します。



◎再生可能エネルギーの市有施設への率先導入

公共施設の新築・改修に併せた太陽光発電システムの導入や、災害時に備えて公共施設への蓄電池等の非常用電源設備の設置を推進します。

◎公用車へのEV自動車・低公害自動車等の率先導入

計画的にEV自動車・低公害自動車を導入し、現在保有している低公害自動車以外の公用車と入替を推進します。

◎環境負荷の少ない交通手段や公共交通の利用転換の促進

デマンドタクシー（おでかけタクシー）運行の継続とともに、デジタル化により利用者の利便性向上を図ります。また、環境負荷の少ない移動手段の促進として、ノーマイカーデーの参加や自転車利用促進に取り組みます。

◎下水処理場消化ガス有効利用

新居浜市下水処理場では、平成20年度から污泥処理に伴い発生する消化ガスの余剰分を、近接する企業の火力発電所の燃料としてエネルギーの有効利用を図っています。

※下水処理場の下水処理に伴い発生する污泥は生物に由来する有機物資源であるバイオマスとされ、その燃焼等で発生するCO₂は植物等に再び固定しうる循環する資源とされています。その污泥から発生する消化ガスもバイオマスです。

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動等に起因していることから、市民、事業者、行政の全てが主体となり、課題解決に向けて取り組んでいくことが求められており、まず、身近な環境に関心を持つことが重要です。

本市では、持続可能な社会を創ることを目指す学習活動としてESD活動の推進と連携し、小・中学校での体験学習を実施しているほか、「にいほま環境市民会議」や「新居浜市地球高温化対策地域協議会」において、市・市民・事業者等がともに環境課題を自らの問題としてとらえた活動を推進しており、今後は、個人や団体の主体的な活動を促すことが必要です。

併せて、先人たちが守り、育ててきた貴重な財産である豊かな自然環境や、別子銅山発祥の地として受け継がれてきた歴史や産業遺産を将来にわたって守り続ける人材を育成し、持続可能なふるさと新居浜を継承していくことが必要です。



〇市が取り組む項目

施策	主要取り組み項目
① 環境教育・学習の推進	ESD活動の推進、生涯学習（地域資源の歴史文化や自然体験施設を活用した学習（市民の森、ゆらぎの森、黒島海浜公園、産業遺産関係施設・文化財など）
② 持続可能なまちづくり、環境意識向上の普及啓発	COOL CHOICE、ライフスタイル変換等の市政だより、SNS等での情報提供、イベント開催
③ 環境保全活動推進と行動促進	市事業への参加、個人ライフスタイル変換行動変容促進の情報提供
④ 環境団体等の育成、協働連携促進	市民団体等の育成、協働、連携（新居浜市地球高温化対策地域協議会、にいほま市民会議ほか）

〇市民・事業者の取り組みが期待される項目

	市民の取り組み内容
①	子供たちの未来のため位に環境教育・学習の拠点整備に参加、協力します。
②	家庭内で環境について話し合う機会を増やします。
③	森林・河川・海岸美化など、身近な環境問題を意識し、主体的に保全活動を行います。
④	環境リーダー養成講座や環境セミナーへ積極的に参加します。
	事業者の取り組み内容
①	事業所内で環境教育・学習活動を進めます。
②	環境イベントの開催や環境情報の提供を行います。
③	環境保全活動への従業員の参加を奨励し、人材の派遣や情報提供に協力します。
④	環境リーダー養成講座や環境セミナーへの従業員の参加を奨励します。

○成果指標

成果指標（担当課）	指標の説明	基準値(R4)	R12目標値
① 環境教育・学習取組学校数（学校教育課）	ESD活動推進事業 環境教育・学習取組学校数（累計）	5校	35校
② 環境学習・地域学習（社会教育課）	公民館の環境学習コース数	10コース	18コース
③ 環境活動参加者数（CN室）	環境活動参加者数 新規	1,726人	2,500人
④ 地球高温化対策地域協議会会員数（CN室）	登録会員数	292団体	300団体

① 環境教育・学習の推進

◎環境学習の機会と場の充実

地球の環境をテーマとした市民参加型の環境学習講座や出前講座を地域活動の拠点である公民館等で積極的に開催します。

自然体験のできる環境学習の場として、黒島海浜公園や市民の森の活用のほか、ゆらぎの森での各種イベントやワークショップの開催、産業遺産関連施設を活用した学習機会を通じて、ふるさと新居浜のシビックプライドの醸成とともに環境学習の推進に取り組みます。

◎地球にやさしい学校づくり（ESDの充実）の推進

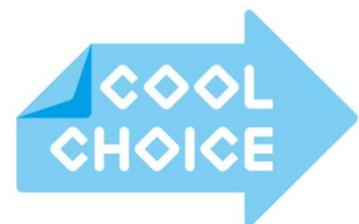
小・中学校における、総合的な学習の時間等において、地球の温暖化による現状や様々な課題について、児童・生徒が環境問題を自分のものとして捉え、問題の解決に向け、自分自身で考え、行動ができる力を身につけることができるよう取り組みます。

また、省エネルギー、ごみの分別、リユース、リサイクル等、体験的学習を取り入れ、地域ぐるみで取り組みます。

② 持続可能なまちづくり、環境意識向上の普及啓発

◎持続可能なライフスタイル等の転換促進

国において普及に努めている「COOL CHOICE」についての広報を通じて意識啓発を行い、持続可能なライフスタイルや脱炭素型ビジネススタイルへの転換の促進を図ります。



◎協働推進に向けた情報提供の充実

地域の環境保全活動、環境に配慮した事業活動、環境フォーラム、自然学習事業などの学びの機会や美化活動などの紹介、参加の呼びかけなどについて、広報誌やホームページをはじめSNSを活用して、広く市民、事業者へ情報を発信します。

◎各主体の自主的取組の支援

環境学習・体験活動等をコーディネートできる人材の紹介など、ソフト面からの支援内容及びその具体的方策について検討します。

③ 環境保全活動推進と行動促進

◎地球環境に配慮した市の事務事業の推進

「新居浜市地球温暖化対策率先行動計画（エコアクションプランにいはま）」に基づいて、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出を削減します。

◎グリーン購入の推進

市が行う全ての事務事業を対象に、環境負荷を低減するため、環境に配慮した物品の調達を推進します。

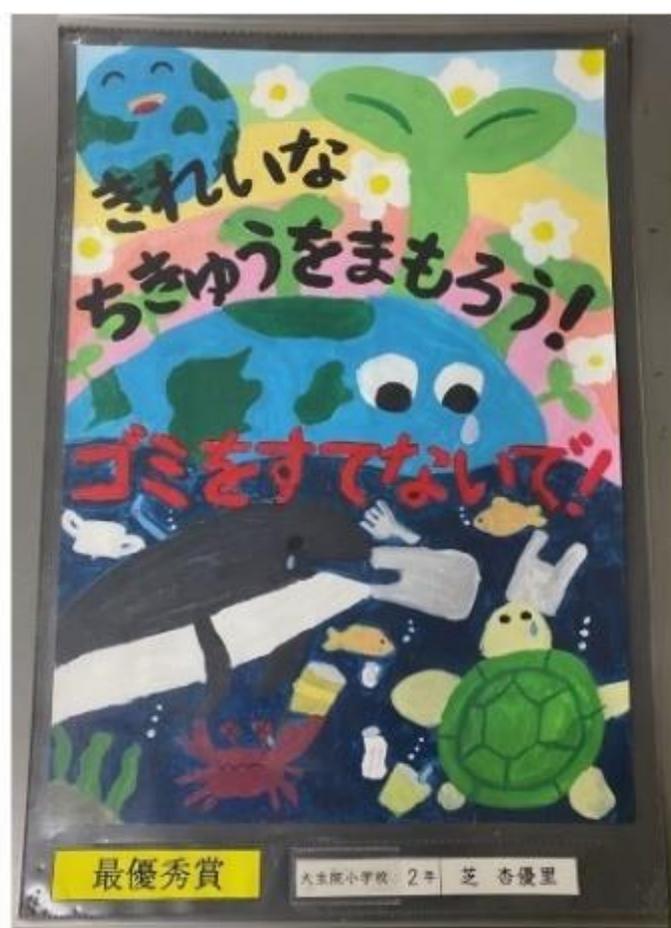
④ 環境団体等の育成、協働連携促進

◎環境保全活動団体の育成・支援

森林保全や河川・海岸美化など自主的な活動を行う団体、集団資源回収やリサイクル活動などを行う団体などと連携を密にするとともに、支援します。

◎環境リーダー、環境ボランティアの人材育成

省エネルギーや環境保全に主体的に取り組む人材の育成を目的とし、環境関連団体への参加を呼びかけます。また、環境活動参加者へのインセンティブ（報奨）として、あかがねポイントを交付し、市民が楽しみながら環境学習に取り組むことができる環境を構築します。



第4章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画を着実かつ計画的に推進していく上では、市、市民、事業者、団体等、多様な主体が連携し、取り組んでいくことが重要です。下表のように各主体が連携した推進体制で計画の着実な推進を図ります。

(1) 庁内の推進体制

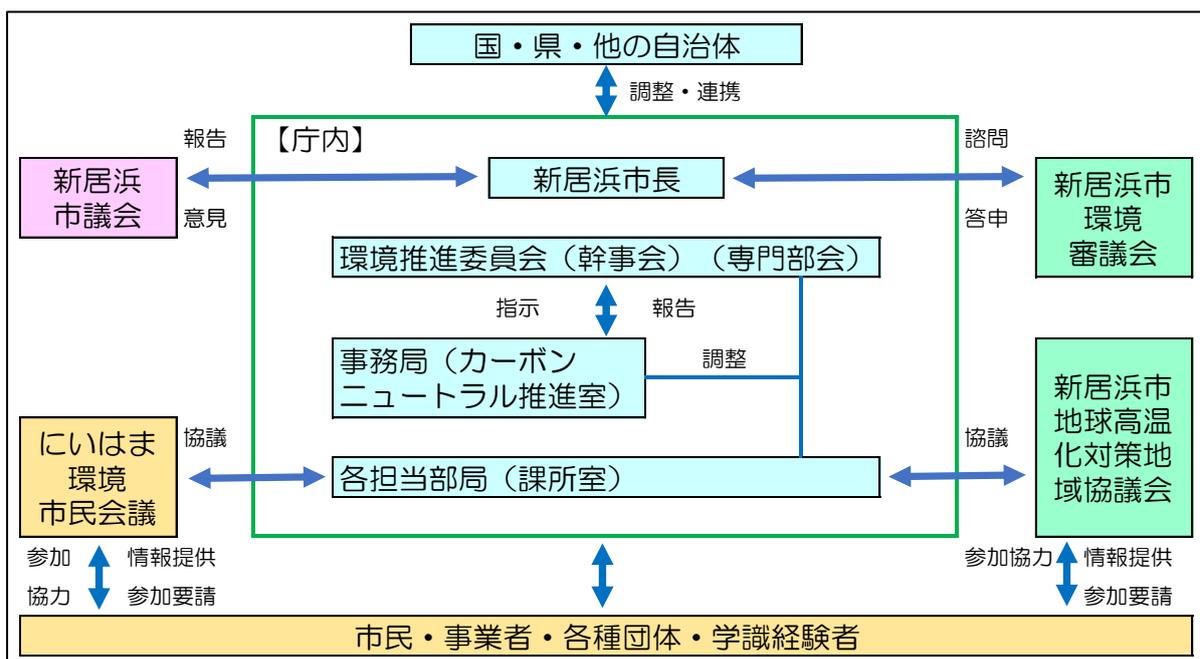
計画の各施策は、担当部署で進めていきますが、調整が必要となった場合は、副市長を委員長とし、部局長で構成される庁内組織「新居浜環境推進委員会」で総合的な調整を行います。また、専門的事項については、環境推進委員会内の組織であり関係課所長で構成される「幹事会」及び「専門部会」で検討を行います。

(2) 市民・事業者・関係団体等との連携

計画の推進には、市民、事業者、関係団体等が積極的かつ主体的に関わっていくことが必要不可欠です。そのほか、新居浜市では地域のコミュニティ活動を中心に、地域が主体的に取り組む環境保全活動を支援するとともに、環境問題への関心が高い市民や団体、事業者等による「にいほま環境市民会議」、「新居浜市地球高温化対策地域協議会」との連携により、主体的な活動を促します。

(3) 国や愛媛県等の関係自治体との連携

環境基本計画に関する取組を推進するにあたり、国や愛媛県からの支援・協力、周辺自治体との連携による取組の調整等、連携を図っていきます。

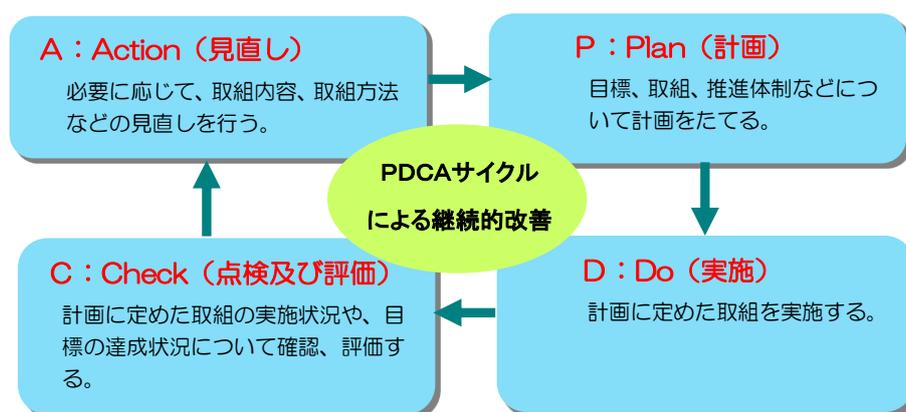


2 計画の進行管理

計画を着実に推進するためには、施策の進行管理を確実にを行い、必要に応じて取組内容の見直し等を行います。

(1) 計画の進捗状況の把握

計画の進捗状況を適切に把握し、計画を着実に推進するために、新居浜市独自の環境マネジメントシステム（Ni-EMS（ニームス））によるPDCAサイクルを活用し、計画に定めた取組の実施状況や目標値の達成状況等を把握し、取組の重点化や追加等の見直しを行います。



(2) 他の行政計画との調整

本計画は、「第五次新居浜市長期総合計画」を始め、「地球温暖化対策地域計画」等の他の関連計画とも調整を図りながら推進する必要があります。

この度の計画は、2030年の温室効果ガス削減2013年比46%を目指し取り組むものであることから社会や経済の情勢、また環境に関する国内外の動向が変化することに注視しながら、国・県・事業者・関係団体等と連携し目標達成に向け調査してまいります。

(3) 新居浜市独自の環境マネジメントシステム（Ni-EMS（ニームス））の運用

新居浜市では、ISO14001で構築した体制を維持しつつ、平成19年4月より新居浜市独自の環境マネジメントシステム（Ni-EMS：通称 ニームス）を運用しており、市が行うすべての事務事業を対象として、エコアクションプランにいはま4（省エネルギー活動）や環境関連計画などの進行管理を行い、継続的な環境改善を図ることを目的として運用しています。

(4) 進捗状況や目標達成状況の公表

各施策の進捗状況や数値目標の達成状況を取りまとめ、年次報告書を作成し、ホームページ等で、広く市民へ公表します。

以上